

第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョン (令和7年度～令和11年度)

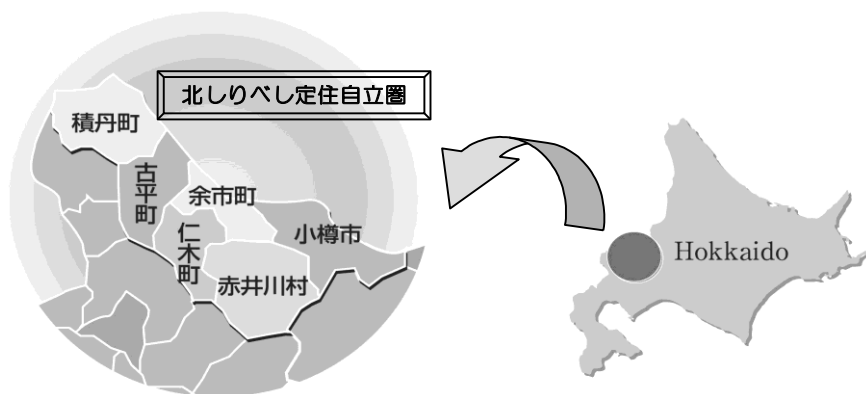
定住自立圏の名称

北しりべし定住自立圏

定住自立圏の構成市町村

中心市 小樽市

近隣町村 積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村



定住自立圏共生ビジョンの期間

令和7年4月～令和12年3月〔5年間〕

(ただし、毎年度所要の変更を行うものとする。)

令和 年 月変更
北海道 小樽市

目 次

第1章 圏域の将来像

- 1 圏域の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 将来像の実現により形成される圏域のイメージ・・・・・・・・ 2
- 3 将来像実現に向けた目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 中長期的な将来人口及び年少・生産年齢人口比率の展望・・・・ 4

第2章 圏域の現況と課題

- 1 北しりべし定住自立圏の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 北しりべし定住自立圏域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 北しりべし定住自立圏の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 これまでの取組状況と今後の方向性

- 1 生活機能の強化に係る政策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野・・・・・・・・ 13
- 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野・・・・・・・・ 16

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

- 1 政策分野別共生ビジョンの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 政策分野別の事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 重点取組事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

実施事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

(資料編)

圏域の現況

- 1 6市町村の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 2 圏域の結びつき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 3 人口等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 4 産業等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 5 地域医療の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

北しりべし定住自立圏形成の経過及び政策分野ごとの取組状況

- 1 北しりべし定住自立圏形成の主な経過・・・・・・・・・・・・ 75
- 2 政策分野ごとの取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

第1章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

**魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、
人、もの、情報が交流する圏域**

北しりべし定住自立圏域を構成している市町村は行政面、経済面において深いつながりを有しており、交通網や交通手段の発達により、市町村の境界を意識することなく往来し、互いの地域資源の恩恵を享受するなど、結びつきはますます強くなっています。

これまでも、広域的な課題解決に向けた取組として、平成14年度から「北しりべし廃棄物処理広域連合」を組織し、ごみ処理を共同で行っているほか、平成22年度に定めた第1次共生ビジョン、平成27年度に定めた第2次共生ビジョン及び令和2年度に定めた第3次共生ビジョンに基づき、地域医療体制の確保、広域観光の推進、成年後見センターや消費者センターの運営、圏域内を横断する生活路線バスの維持などに共同で取り組み、圏域における住民の生活や経済活動などの維持・確保に努めてきました。

しかしながら、圏域の人口は減少の一途をたどり、高齢化率も全国平均を大きく上回っていることから、人口の社会減少を抑制する取組が求められます。今後も圏域における定住に必要な生活機能の確保・充実、自立に必要な経済基盤の強化に向け、取組を継続していく必要があります。

後志地域は「北海道の縮図」と言われており、北海道の代名詞である美しい自然環境と新鮮な農水産物を有しています。圏域は、札幌市と隣接していることもあり、多くの観光客が訪れており、東アジアや東南アジアを中心に外国人観光客も増加しています。

このことから、圏域の構成市町村が持つ歴史や文化、農水産物や観光資源など、魅力ある地域資源を最大限に活用するため、住民・民間事業者・行政が協働・連携し、圏域の広域観光を推進する必要があります。国内のみならず、海外へも広く情報発信していくほか、強みである観光と地場産業の連関を高めるため、各種ツーリズムに取り組み、長期滞在型観光を推進するとともに、地域資源を活用した新たな商品やサービスを開発する必要があります。

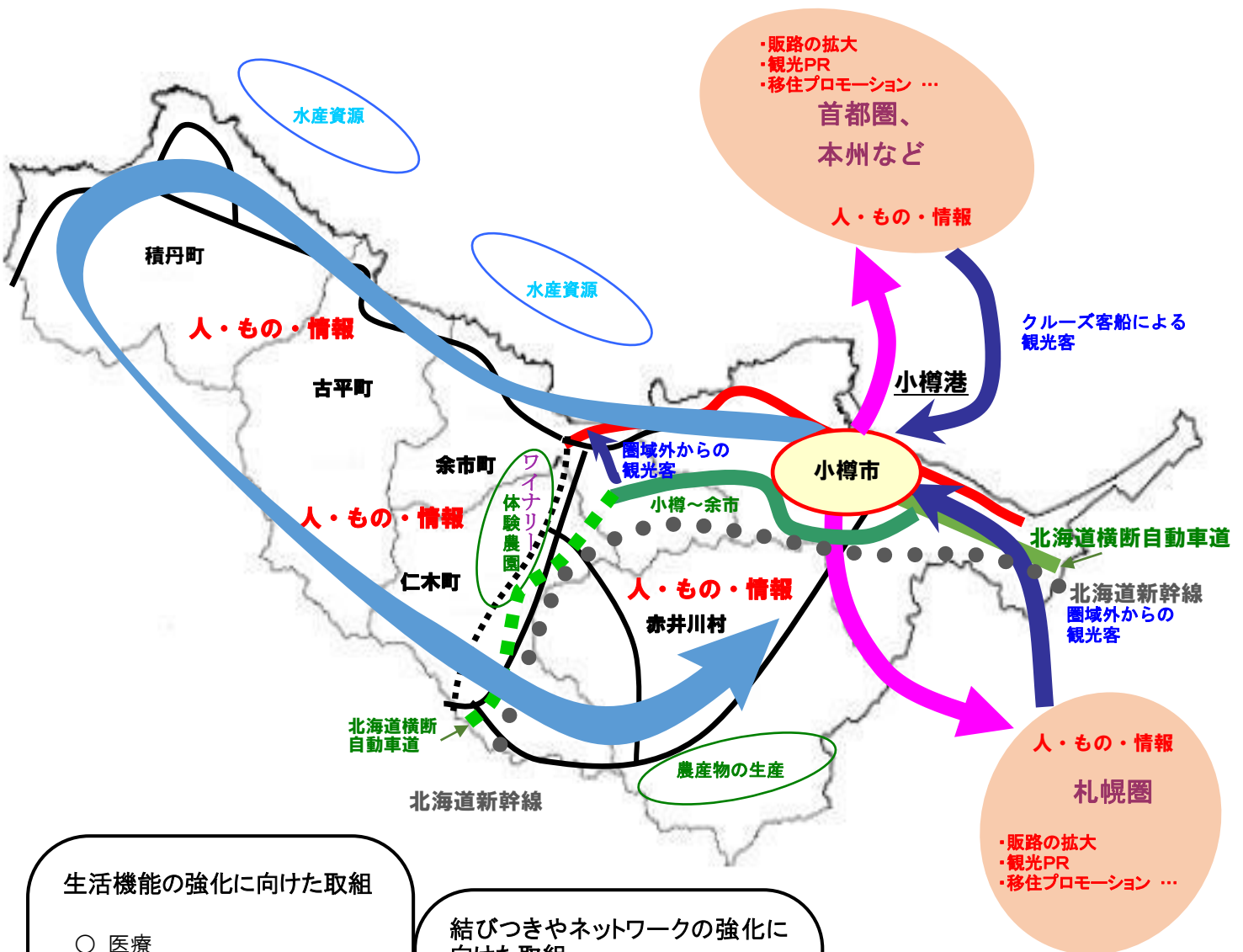
また、これらの担い手である民間事業者に活力を与え、圏域経済の活性化と雇用の確保を図るため、6次産業化の取組を推進し、農水産物の需要拡大や地場産品の販路拡大を促し、流通形態の変化に対応した販売チャネルを確保する必要があります。

そして、圏域内外の住民や観光客などの交流の推進を図るには、交通・ネットワークの確保が重要です。圏域内の国道・高速道路・新幹線の整備が促進されることで、札幌市を始め道央圏のみならず、道南、本州、首都圏とのアクセスの利便性が向上し、より一層交流人口が増加するものと期待されます。

さらに、持続可能な圏域を形成していくためには、住民が安心して暮らせる環境や、圏域内の生活路線の維持・確保が前提となりますが、とりわけ雇用確保と起業支援の取組や、子育て世代が安心して暮らせるための環境整備など、若年層の定住に寄与するような取組を継続する必要があります。

このような認識の下、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志6市町村は、新たな共生ビジョンに基づいた更なる連携の強化を図ることにより、将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努め、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域を目指します。

2 将来像の実現により形成される圏域のイメージ



生活機能の強化に向けた取組

- 医療
- 産業振興
- 広域観光
- 教育
- 福祉・安心な暮らし
(成年後見センター、消費者センター等の共同利用など)

結びつきやネットワークの強化に向けた取組

- 地域公共交通
- 情報格差の解消へ向けたICT(情報通信技術)インフラの整備
- 道路等の交通インフラの整備
- 生産者と消費者との連携による地産地消
- 圏域内外の住民との交流・移住

圏域マネジメント能力の強化に向けた取組

- 人材育成
- 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

3 将来像実現に向けた目標

(1) 圏域の住民が安心して暮らせる地域づくり

人口減少と少子高齢化が進行している中、圏域の住民が住み慣れた地域で、安心して健康的に暮らすことのできるよう、生活環境の整備が求められています。

特に、医療分野においては、引き続き圏域内の医師会の協力のもと、初期救急医療、小児科及び周産期医療体制の維持・確保に努めます。

また、市立病院・公的病院を中心とした、医療情報の電子化及び地域医療のネットワーク化を進めるとともに、各地域が関係機関と連携し、医療と介護、介護予防や生活支援等が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、圏域内での情報交換と情報共有に努めます。

(2) 圏域の歴史や地域資源を活用した広域観光の推進と圏域内連携による産業の活性化

当圏域を構成する近隣5町村の主要産業は農水産業であり、就業人口も高い割合を占めていますが、就業者の高齢化や担い手不足などの問題を抱えています。

一方、中心市である小樽市の主要産業は古くからの製造業、卸売・小売業に加え、近年では観光産業が基幹産業となっていますが、人口減少と少子高齢化の進行とともに、若年層の転出超過も続いており、労働力不足が課題となっています。

今後、圏域経済を活性化させるためには、強みである観光と地場産業の連関を高め、地場産業の活性化による魅力ある雇用の場の確保が不可欠です。構成市町村が持つ歴史や文化、農水産物や観光資源など、地域の魅力ある資源を最大限に活用し、圏域の広域観光を推進し、広く国内外へ情報発信するとともに、圏域内で連携した加工品やサービスの開発に努めます。

また、6次産業化の取組を推進し、農水産物の需要拡大や地場産品の販路拡大、流通形態の変化に対応した販売チャネルの確保、圏域の連携による効率化により、圏域経済の活性化と魅力的な雇用の確保に努めます。

(3) 圏域内の交通の整備

圏域内の地理的条件が不利な地域において、住民が安心して暮らすため、通院や通勤・通学のための生活路線の維持・確保と、これを支える交通インフラの整備が必要です。

今後、圏域内の住民はもちろん、観光客などの利便性にも配慮し、生活路線の維持・確保に取り組むとともに、効率的な道路交通ネットワークについて検討します。

くわえて、圏域内外の交流人口を増加させ、物流の定時性を確保するため、国道・道道の安全確保のための整備はもとより、圏域への高速道路や新幹線の延伸を見据えた二次交通網の整備促進について、引き続き関係機関と連携を図ります。

(4) 施設の有効活用による圏域内外の住民の交流と生きがいつくりの促進

圏域内外における住民の交流を促進するため、それぞれの歴史、文化、自然、暮らし、イベントなどの地域の魅力や、圏域内の各施設を有効に利用した生涯学習及びスポーツなどの情報を一体となって発信します。

圏域の住民に対し、生涯学習等への参加の機会を提供することで、圏域内の交流を促すとともに、生涯学習やスポーツなどを通じて、生きがいつくりや健康増進を図ります。

(5) 交流人口の拡大と移住の促進

圏域への高速道路や新幹線の延伸による高速交通網の整備を見据え、国内外から多くの観光客が訪れる小樽市を玄関口として、アグリツーリズムなど、圏域内の歴史や豊かな自然、食資源などの地域資源を活用した長期滞在型の広域観光の取組を進めます。交流人口の拡大と滞在時間の延長を図ることで、圏域内における経済波及効果を高め、札幌市への人口流出を抑制します。

また、定住人口の確保に向けた移住の促進を図るため、各市町村が連携し、首都圏等での移住促進イベントへの参加などを通じて、圏域の地域資源や住環境などに関する情報の効果的な発信に努めます。

(6) 地域を支える人材を育成し、自立した活力ある圏域の形成

住民が自ら責任と新しい発想を持ち、限られた資源を活用し、魅力ある圏域づくりを推進していくためには、住民との協働が必要です。

そのためには、まず各市町村の職員の意識改革を促し、政策形成能力の向上を求めていく必要があります。定期的に各分野の担当者が交流することにより、圏域の課題について共通認識を醸成し、住民ニーズの把握に努めます。

一方で、地域を支える人材の育成・確保のため、地域の教育機関などとの連携により、圏域の実情を理解し、道内・道外あるいは海外へと、橋渡しすることのできる人材の育成に努めます。

4 中長期的な将来人口及び年少・生産年齢人口比率の展望

本ビジョン(終期:令和12年3月末)においては、下表の令和12年(2030年)の数値を目標とします。

(単位:人、%)

社人研推計	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
圏域の人口	125,644	113,251	101,320	89,925	79,333
年少・生産年齢人口比率	58.6	57.1	55.2	52.4	50.6

※「社人研推計」とは、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口。

※「年少・生産年齢人口比率」は、「圏域の展望人口」のうち、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)が占める割合を表している。

第2章 圏域の現況と課題

1 北しりべし定住自立圏の概況

北しりべし定住自立圏域においては、人口が第2次共生ビジョンの期間中（平成27～31年の5年間）で約10,400人減少、第3次共生ビジョンの期間中（令和2年～6年の5年間）で約12,600人減少し、10年間で計約23,000人減少するなど、人口減少に歯止めがかかっていない現状です。

圏域の高齢化も深刻な問題であり、令和6年1月1日現在で高齢化率を比較すると（注1）、全国28.77%（北海道32.75%）に対し、圏域41.46%と大きく上回っています。高齢化率の上昇は全国的な傾向ですが、圏域において特に高い理由として、出生数の低下による自然減と、若年層の流出による社会減の重複が挙げられます。

令和5年12月には、国立社会保障・人口問題研究所が、長期的な将来人口推計を行っており、この中で、圏域の人口は平成31年（2019年）1月の人口に比べ、令和27年（2045年）には約5.3万人減少し、高齢化率は約8ポイント上昇する推計が示されています。圏域における若年層の定住を促すことで、出生数を増やしつつ人口流出を抑制する必要があるため、雇用の確保と起業の推進は喫緊の課題となっています。

また、平成30年住生活総合調査（国土交通省）の調査結果によれば、「治安」「地震時の安全性」「医療・福祉・文化施設などの利便」などが前回調査時（H25年）に引き続き居住において重視されていることなどから、安心・安全な暮らしへのニーズがあることが伺えます。圏域の高齢化率が上昇していることから、高齢者が安心して定住できるよう、引き続き医療や福祉の体制維持に取り組む必要があります。

一方で、高速道路である後志自動車道余市～小樽間が平成30年12月8日に開通し、俱知安余市道路の仁木IC～余市ICが令和6年度に開通（予定）するなど、交通インフラの整備が進んでいるほか、新千歳空港への東アジア圏を初めとする国際路線の直行便就航や、小樽港へのクルーズ客船の寄港の増加等により、インバウンド観光が盛り上がりを見せています。

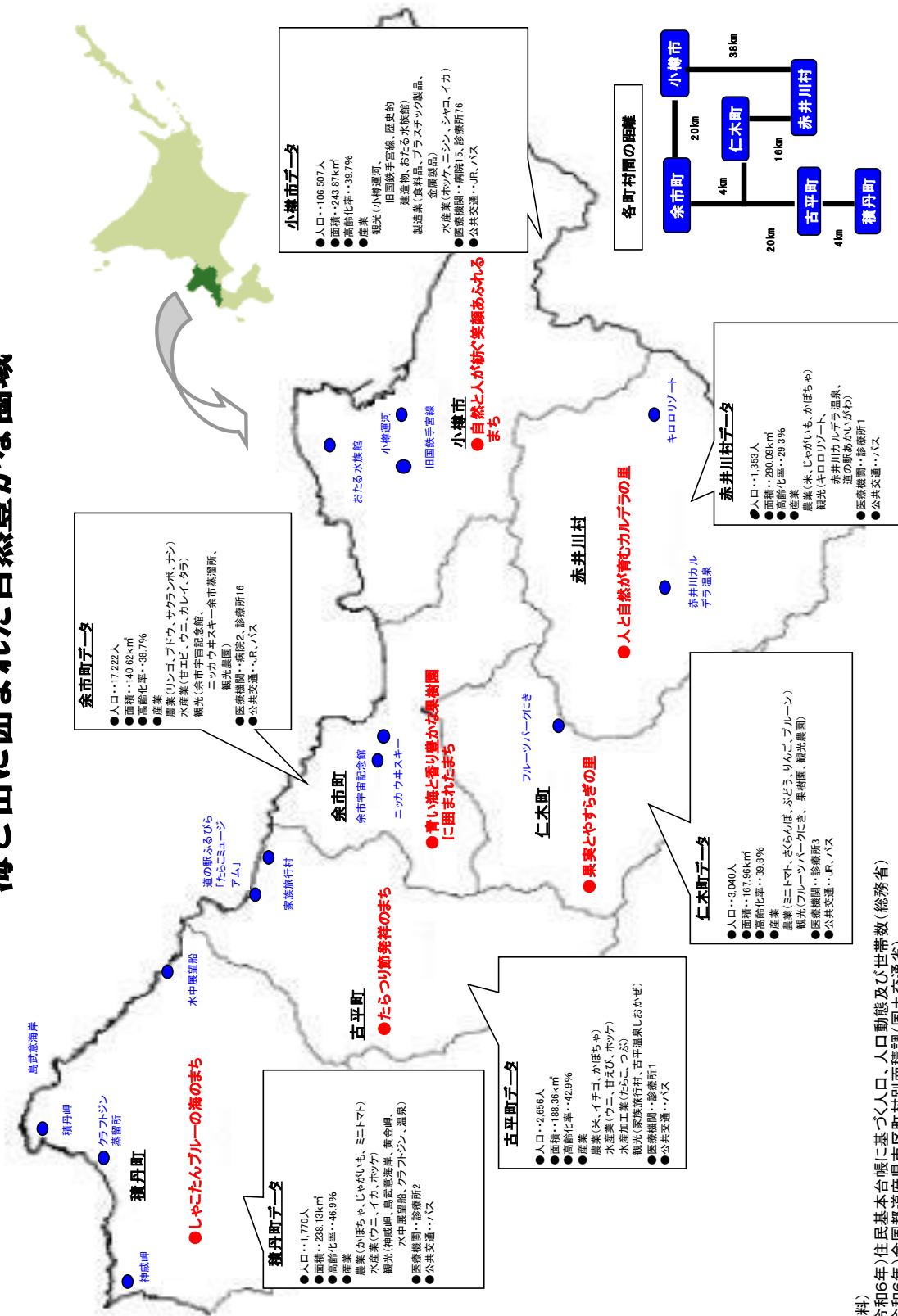
もちろん、圏域への若年層の定住を促すには、住みやすさの総合力を高める必要があります。そのための具体的な取組が必要です。国土交通省が実施したアンケート調査（注2）によれば、豊かさ・住みやすさを規定する要因として、「就業機会」「交通の利便性」「住環境」「街のにぎわい」「教育・文化環境」「福祉・医療体制」「自然環境」「災害に対する備え」「情報」などを挙げています。第4次共生ビジョンの実効性を高めるため、これらの要因をしん酌しながら、具体的な取組を進めていく必要があります。

（注1） 住民基本台帳を参照

（注2） 平成6年に国土交通省の国土交通政策研究所が、全国の市町村長及び特別区長に対して実施した、地域づくりに関するアンケート調査

2 北しりべし定住自立圏域図

北しりべし定住自立圏
— 海と山に囲まれた自然豊かな圏域 —



(資料)
 ・(令和6年)住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)
 ・(令和6年)全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省)
 ・令和16年4月1日現在 道内医療機関名簿(北海道)

3 北しりべし定住自立圏の課題

(1) 地域医療体制の確保

圏域においては、慢性的な医師不足などにより、複数の診療科を維持できなくなっていることから、医療の需給バランスが崩れつつあります。町村によっては、必ずしも初期救急医療体制が確保できていないことから、他市町での対応を余儀なくされることがあり、地域医療体制の確保は課題といえます。

特に小児救急と周産期医療体制を確保しているのは、圏域内では小樽市内の1病院のみであることから、第二次医療圏である後志地域全体においても、重要な役割を担っています。しかしながら、全国的に産科医師が不足している中、周産期医療体制の確保が困難となりつつあり、圏域における「安心して子どもを生み育てるための環境」の維持は喫緊の課題となっています。

また、一方では、小樽市立病院のヘリポートの運用開始に伴い、患者を「道央ドクターヘリ」により直接搬送できるようになるなど、救急医療体制の充実が図られています。

今後、地域の医療体制を維持・確保していくためには、小樽市にある市立病院や公的病院が中心となって、圏域内の医師会とも協力しながら、圏域の医療機関が連携を図る必要があります。

(2) 若者が地域に定着する仕組み

圏域においては、人口の社会減少が続いており、特に年少人口と生産年齢人口が著しく減少していることから、持続可能な圏域を形成するためにも、若年層が圏域に定着する環境づくり、とりわけ雇用の維持・確保だけではなく、若者が魅力を感じ、安心して住むことができるようなまちづくりに取り組む必要があります。

近隣5町村は、農業・漁業が主要産業となっているなか、ワイナリーなど付加価値を生み出す取組を行う事業者も増えてきており、こうした付加価値を生む取組の更なる推進が求められています。小樽市の産業別就業者数は、医療・福祉や卸売業・小売業、製造業などの占める割合が高い一方で、道内取引が中心で市場規模が縮小していること、日帰り観光客が大半で観光消費額も伸びないこと、人口の減少に伴う多くの業種における労働力不足などが課題となっています。

(3) 高齢者などが安心して生活できる環境

圏域においては、高齢化率や独居高齢者率も年々上昇しており、高齢者のみの世帯や一人世帯が急増しています。経済的・体力的な要因もある一方で、住み慣れた環境での生活を望む高齢者が多いことから、圏域で安心して生活できる環境や仕組みが必要です。

高齢化率の高い町村部では、地域住民が支え合って生活しておりますが、市部においても買い物難民や、高齢者の孤立が生じつつあります。生活困窮者自立支援法の成立や介護保険制度の見直しなど、地域福祉を取り巻く環境が変化している中、地域の実情に即した地域福祉の在り方が求められています。それぞれの地域で取組を進めるとともに、圏域内での情報交換等を推進することで、より充実した生活環境の整備を図る必要があります。

また、地域公共交通としての路線バスは、圏域の高齢者にとって貴重な移動手段である一方、利用者の減少などで路線を維持することが難しくなっていますので、圏域として公共交通網の在り方を考える必要があります。

一方で、少子化が進行する中、圏域において安心して子育てができる環境の整備についても検討していく必要があります。

(4) 住民の交流を促すための情報共有

住民のライフスタイルの多様化により、生涯学習・スポーツに対するニーズも高まっていますが、参加者数の減少や費用の問題などにより、圏域市町村の取組は縮小あるいは減少の傾向にあります。

生涯学習講座やスポーツイベントについては、各市町村の住民への情報提供にとどまっているものが多いため、圏域の住民相互の交流を促すためにも、広く圏域に情報を発信する必要があります。

また、ゴルフ場、スキー場、海水浴場、温泉施設、観光農園などの民間施設等は、既に圏域の住民の利用が進んでいますが、公共施設の相互利用は余り進んでいないことから、積極的に検討する必要があります。

(5) 圏域一体での産業の活性化

近隣5町村においては、農業や漁業の第1次産業の比率が高く、小樽市においては製造業などの第2次産業や、卸売業・小売業などの第3次産業の比率が高くなっています。

圏域全体で見ると、産業のバランスは取れていますが、地域の産業連関が乏しいことから、個々の企業・事業組合・個人事業者の取組に依存し、お互いに経済効果を楽しんでいない面があります。圏域のスケールメリットをいかすため、強みである観光と地場産業の連関を高めるとともに、圏域内における取引拡大や、圏域の農水産物を使用した商品開発などを強化する必要があります。

小樽市は全国的に知名度を有していますが、道外・海外への販路拡大については、企業によって取組の進捗状況にばらつきがあり、知名度を十分にいかすことができていない現状です。

このことから、小樽市の知名度を積極的に活用し、圏域が一体となって販路拡大に取り組みとともに、6次産業化の取組を推進し、流通形態の変化に対応した販売チャネルを確保することにより、圏域経済の活性化と雇用の確保に努める必要があります。

また、産業を支える労働力の確保についても、圏域共通の課題として検討していく必要があります。

(6) 歴史や地域資源を活用した広域観光の推進

古くはニシン漁で栄えた圏域ですが、札幌～小樽間には早くから鉄道が開通し、小樽港は国際貿易港として発展してきました。こうした歴史は、圏域内に現存する歴史的建造物や史跡などで、今もうかがい知ることができます。

また、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の海蝕崖（かいしょくがい）景観や、奇岩・怪石類など優れた自然景観を有し、ゴルフ場、スキー場、海水浴場、温泉施設、観光農園など、魅力的な体験型観光の資源を有しています。

食をテーマにしたイベントも数多い一方で、各市町村が個々で発信しているため、圏域の関連情報を集約するまでに至っていません。各市町村が連携した各種ツーリズムの取組により、それぞれの観光資源を関連づけるなど、情報発信力を高める必要があります。

小樽市には、国内外から多くの観光客が訪れ、近年ではクルーズ客船が数多く寄港するなど、都市型観光の拠点となっており、宿泊客数も伸びてきています。一方で、滞在時間及び圏域への観光動線の延長と消費の拡大を図ることが課題となっています。

平成30年には後志自動車道小樽余市間が開通、令和6年度には倶知安余市道路の余市IC～仁木IC間が開通（予定）し、今後、仁木IC以降の開通、北海道新幹線の札幌延伸が予定されるなど、更なる交通インフラの整備が期待され、北の大地・北海道の中でも、

新千歳空港～札幌～北後志圏域～ニセコを結ぶ「ゴールデンルート」が外国人観光客から注目を集めています。

今後は、圏域内の歴史ある酒蔵やウキスキー蒸溜所、近年増加するワイナリー、クラフトジン蒸留所などの酒や、豊かな食、歴史、景観などを広域の観光資源とし、多様化する観光客のニーズに対応した各種ツーリズムの推進など、産・学・官・金が連携した新たな観光ルートの形成、また、それらの国内外への情報発信により、交流人口と関係人口の増加を図る必要があります。

(7) 地域づくりを担う人材の育成

近年、全国の地方自治体では、平成12年の「地方分権一括法」に始まる地方分権の流れを背景に、自主的、自立的な自治体運営が求められています。圏域の限られた財源と人材で、住民のニーズに対応していくためには、地域の資源を効率的・効果的に活用していくことが課題です。さらに、主に観光関連産業を中心として、圏域にも国際化や情報化の波が押し寄せていることから、これらに対応するための人材が不可欠であり、地域の教育機関との連携が必要です。

くわえて、近隣5町村では高校進学と同時に都市部に人口が流出する現状があることから、圏域において地域づくりを担う人材を育成するためには、圏域内の教育機関に通学し、圏域内で就職できる環境整備が必要です。

今後は、圏域住民との協働によるまちづくりを推進する上で、情報の共有や住民参加の方法を確立していかなければなりません。小樽市においては、平成26年4月に「小樽市自治基本条例」を施行し、まちづくりの基本的な考え方として、後志地域との連携を推進することとしています。持続可能な自立した圏域を形成していくため、圏域全体として考え方を共有する必要があります。各市町村職員の意識改革や、圏域の産・学・官が連携し、広域的な取組を推進していく必要があります。

第3章 これまでの取組状況と今後の方向性

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

～ 医療機関の機能分化及びネットワーク化 ～

取組事項

- ① 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。
- ② 小児科及び周産期医療体制を確保する。
- ③ 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワークを促進する。

これまでの取組状況

圏域の初期救急医療、小児救急医療及び周産期医療の体制を維持・確保することができたが、地域医療のネットワーク化は思うように進んでいない。

今後の方向性

圏域における救急医療、小児救急医療及び周産期医療の体制確保の取組は、圏域住民の安心な暮らしに寄与していると考えられる。全国的な医師不足の影響などにより、圏域内においても医師確保が困難な状況で、今後も安心・安全な地域の医療を守っていくためには、各医療機関の役割分担と連携が必要である。今後も地域医療のネットワーク化を推進し、従来の地域医療体制の維持・確保に努める必要がある。

(2) 産業振興

～ 地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 ～

取組事項

- ① 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。

これまでの取組状況

圏域の農業・漁業の経営基盤を維持し、特産品の情報発信で地元農水産物や製品の売上げを確保することができたが、販売チャネルは減少しつつある。一方で、地域の経済団体により、圏域の未利用果実や水産物を活用した商品開発が行われているなど、民間主導による農水産物のブランド化や地産地消の取組は一定程度進んでいる。

今後の方向性

圏域の農業・漁業にあつては、土壤保全に対する支援や、稚魚放流事業の補助などにより、経営基盤の維持に寄与したと考えられる。また、圏域の特産品の情報発信や、販路拡大の取組については、地域の農水産物や製品の売上げに寄与している。

しかしながら、百貨店での物産展の売上が縮小傾向にあるなど、環境変化により販売チャネルが減少していることから、今後も情報発信や国内外への販路拡大の取組を継続するとともに、6次産業化の取組などを推進し、流通形態の変化に対応した販売チャネルを確保することにより、圏域経済の活性化と雇用の確保が急務である。

圏域の農水産物を活用した商品開発などについては、地域の経済団体など、民間主導での農水産物のブランド化や地産地消の取組が一定程度進められていることから、今後も経営基盤維持の取組を継続するとともに、強みである観光との連関を強化することで、販路・需要の拡大に努める必要がある。

～ 雇用支援及び起業の促進 ～**取組事項**

- ① 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。

これまでの取組状況

地元企業の企業説明会等や高校生の就職活動実践力向上事業などを行い、若者の雇用支援を行っている。

新規起業家に対する各種助成や商店街の空き店舗に出店する場合の家賃補助などを行い、起業の促進を図っている。

今後の方向性

若者の雇用支援を継続し、圏域内の雇用確保や若者の地元定着を更に進める必要がある。新規起業家への支援や空き店舗解消事業を継続し、圏域内の雇用の創出を図っていく必要がある。

(3) 広域観光**～ 都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 ～****取組事項**

- ① 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。
- ② 道内外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。

これまでの取組状況

小樽港へのクルーズ船の寄港促進を図るため、船社・代理店などに対する情報発信や受入体制の整備について、圏域内の町村と連携して取組を進めてきた。

小樽市は、観光入込客数を確保することができたが、滞在時間の延長や圏域への動線延長は十分ではない。

東南アジアからの観光客が増加しているが、国別のプロモーションや受入体制は十分でない。

※いずれもコロナ禍を除く。

今後の方向性

小樽港へのクルーズ船の寄港数を増やすことができたが、経済効果を圏域で十分享受できていないことから、今後も寄港促進の取組を推進し、圏域内の周遊性を高めるとともに、北しりべし産農水産物のクルーズ船へのPRなど、クルーズ船寄港による経済波及効果を更に高める取組が必要である。

小樽市を始め圏域においては、札幌圏からの日帰り観光客が大半を占めていることから、当面は札幌圏に向けた効果的な情報発信により、滞在時間の延長や交流人口の拡大に努めるものとする。

また、観光拠点の運営の効率化や、機能の向上に努めるほか、高速道路の整備や新幹線開業を見据え、ニセコや倶知安など後志との広域観光を推進するとともに、地域資源を活用したアグリツーリズムやワインツーリズム、メディカルツーリズムなどの各種ツーリズムの取組を視野に入れた、長期滞在型観光へ向けた取組が必要である。

外国人観光客の誘致促進の取組については、対象地域が東アジア圏から東南アジア圏に拡大し、さらには、ニセコや倶知安などの多くの欧米圏観光客を圏域に誘導することが必要であることを踏まえ、国別の観光プロモーションなどの情報発信や、観光案内所の多言語対応などが必要である。

こうした取り組みを効果的に推進するためには、民間との連携を強化すると共に民間の主体的な活動の支援について検討を行う必要がある。

(4) 教育**～生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化～****取組事項**

- ① 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。
- ② 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。

これまでの取組

圏域住民への生涯学習機会の提供や、公共施設の共同利用は思うように進んでいない。

今後の方向性

公共施設の共同利用の取組では、イベント等の情報提供にとどまっている。小樽市が開催する市民講座などへの近隣5町村からの参加者が少なく交流が図られていないことから、情報提供の方法を見直すとともに、圏域住民のニーズ等を踏まえ、講座内容や開催時間の見直しを検討する必要がある。また、引き続き、圏域内の文化財や史跡などの保護に努めるとともに、圏域内の共通性のある文化財について共同でのイベント実施など、その効果的な活用について検討を行う必要がある。

(5) 福祉・安心な暮らし**～住民が安心して暮らせる地域づくり～****取組事項**

- ① 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉を始めとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図る。

これまでの取組状況

成年後見センターや消費者センターの共同利用により、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図った。

今後の方向性

成年後見センターや消費者センターの共同利用は、近隣町村に代替機能がないことから、住民の安全・安心な暮らしに寄与している。今後も広報紙やホームページでの積極的な広報に努めるほか、民生児童委員や町内会、包括支援センター等との連携により、利用促進に努める必要がある。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野**(1) 地域公共交通****～生活路線や交通手段の維持及び確保～****取組事項**

- ① 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
- ② 多様な交通手段の組合せにより地域の生活環境や観光客の利便性を確保する。

これまでの取組状況

生活路線バスの運行補助の取組とコミュニティバスなどの運行により圏域住民の移動手段の確保を図るとともに、中心市において市民ニーズや利用実態を把握するための調査を実施した。

今後の方向性

圏域における人口減少に伴い、生活路線バスの輸送人員は減少傾向にある。また、顕在化する乗務員不足や燃料費の高騰なども相まって、バス事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

通院や通勤・通学などに必要な生活路線の維持は不可欠である。今後も運行便数の維持のため、運行補助の取組とコミュニティバスなどの運行を継続するほか、効率的な運行方法について、各市町村とバス事業者などが協働して調査・研究を行う必要がある。また、利用者の減少に加え、乗務員不足も減便や路線廃止の一因となっていることから、乗務員の採用促進に向けた施策を行う必要がある。一方で、バス利用者の減少に伴う不採算路線の縮小、廃止が想定されることから、路線バスの廃止代替対応や、公共交通空白地域対応、高齢者福祉対応などのため、多様な交通手段の導入について検討する必要がある。

(2) 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備**～ 地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 ～****取組事項**

- ① 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークの構築・充実に努める。

これまでの取組状況

圏域の情報格差の実態が不明なため、ICTインフラについては導入が進んでいない。

今後の方向性

圏域における地域医療連携システムについては、各医療機関における導入経費の負担等の課題もあり、本格的な運用には至っていない。今後も現在運用中の「ID-Link」への登録拡大を図りつつ、国や北海道の財政支援を求めながら、地域医療連携の推進に努める必要がある。

(3) 道路等の交通インフラの整備**～ 効率的な道路交通ネットワークの形成 ～****取組事項**

- ① 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。

これまでの取組状況

国道・高速道路・北海道新幹線など交通インフラの整備は着実に進行している。

今後の方向性

国道や道道、高規格道路、北海道新幹線などの交通インフラ整備に向け、関係機関への要望活動を行ってきた。今後も、圏域内の基幹交通のネットワークが形成されるよう、関係機関への要望活動を続けていく必要がある。

(4) 生産者と消費者の連携による地産地消**～ 新鮮で安全な地元の農水産物の圏域内消費 ～****取組事項**

- ① 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。

これまでの取組状況

農水産物の消費拡大イベントで交流人口は増加しているが、地産地消の取組は思うように進んでいない。

今後の方向性

圏域の豊富な食資源について、消費拡大のイベント開催の取組は、集客による交流人口の増加や、情報発信に寄与している。一方で、イベントは市町村単位の取組にとどまっており、地産地消は一部事業者の取組にとどまっているなど、圏域の連関が高まっているとはいえない。今後も市町村においてイベント開催を継続しつつ、圏域内における情報共有、産消協働や6次産業化の取組、地域ブランドの向上を推進することが必要である。

(5) 圏域内外の住民との交流及び移住**～圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進～****取組事項**

- ① 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。

これまでの取組状況

**圏域の温泉施設やキャンプ場は、交流人口の増加や雇用維持につながっているが、施設の老朽化と経営の効率化への対策が遅れている。
新規就農や農村体験の取組で圏域外からの就農が増えている。**

今後の方向性

圏域の温泉施設やキャンプ場などの交流施設では、圏域外からも多くの利用があり、交流人口の増加や雇用維持に寄与していると考えられる。一方で施設の老朽化や経営状況の悪化等も懸念され、利用者の維持・増加に向けたPRの強化や、経営方法の改善も必要となっている。

新規就農・農村体験の取組は、圏域外からの就農者数の増加に寄与していると考えられる。圏域の重要な産業である農業の維持と発展のため、今後も受入農家や就農研修に係る費用の助成等を継続することが必要である。

各市町村において移住促進に向けた取組を行っている中、それぞれの特性をいかした情報の発信手法や、体制づくりも含めた連携の在り方について検討を進めることが必要である。

～圏域における情報共有・情報提供の充実～**取組事項**

- ① 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくる。

これまでの取組状況

圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約して住民に提供する情報提供コーナーを市役所内に設置した。

今後の方向性

引き続き圏域内の各市町村の行政情報の共有に努め、住民への積極的な情報提供を更に進めていく必要がある。また、住民への積極的な情報提供について、圏域のポータルサイトなど新たな取組についても検討していく必要がある。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野**(1) 人材育成****～ 地域をけん引する人材の育成及び確保 ～****取組事項**

- ① 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成するとともに、専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。

これまでの取組状況

事業者や起業家向けの商業関連のセミナー等の開催による人材育成には努めているものの、その他の分野については思うように進んでいない。
住民会議の設置には至っておらず、設置目的や取組内容も議論されていない。

今後の方向性

圏域における人材育成の取組について、セミナー等の開催が周知されていないと考えられることから、実態の把握を行うとともに、圏域住民により多くの参加機会が与えられるよう、周知の方法について検討を行うことが必要である。

各分野で活躍する人材相互の連携を推進する、住民会議の設置の取組は、圏域の市町村職員の交流が十分でないこともあり、民間レベルでの交流も実態把握が遅れている。当面は市町村職員の交流を定期的に行い、住民会議については設置目的や、具体的な取組内容を再検討の上、設置について協議を行っていくことが必要である。

(2) 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用**～ 情報交換・意見交換の場の活用 ～****取組事項**

- ① 職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。

これまでの取組状況

圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議を設置し、広域的に取り組んでいるものがある。

今後の方向性

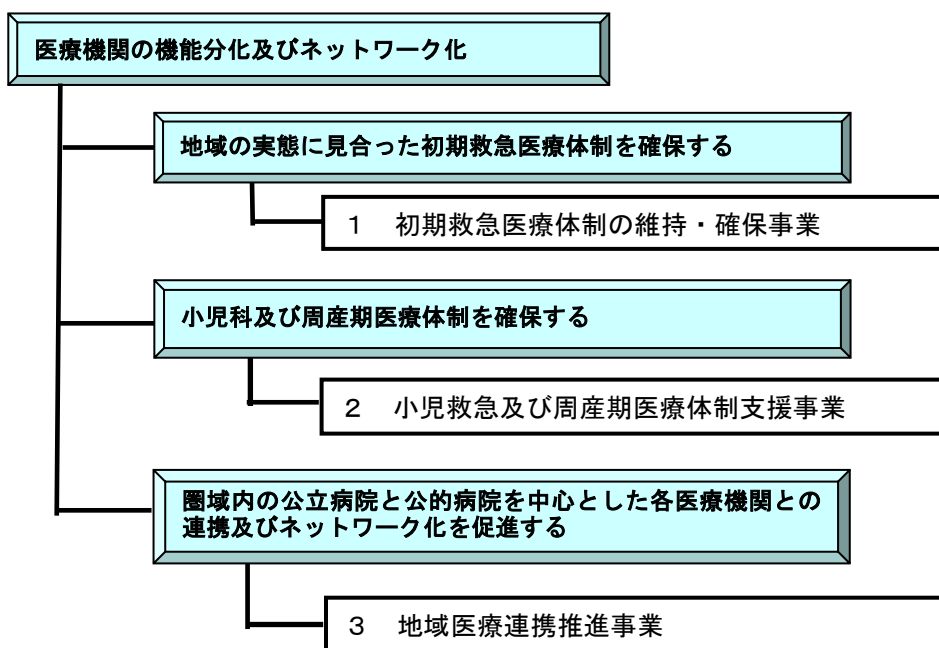
圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議をより多く設置し、圏域の行政課題の解決のための広域的な取組を拡大していくことが必要である。

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

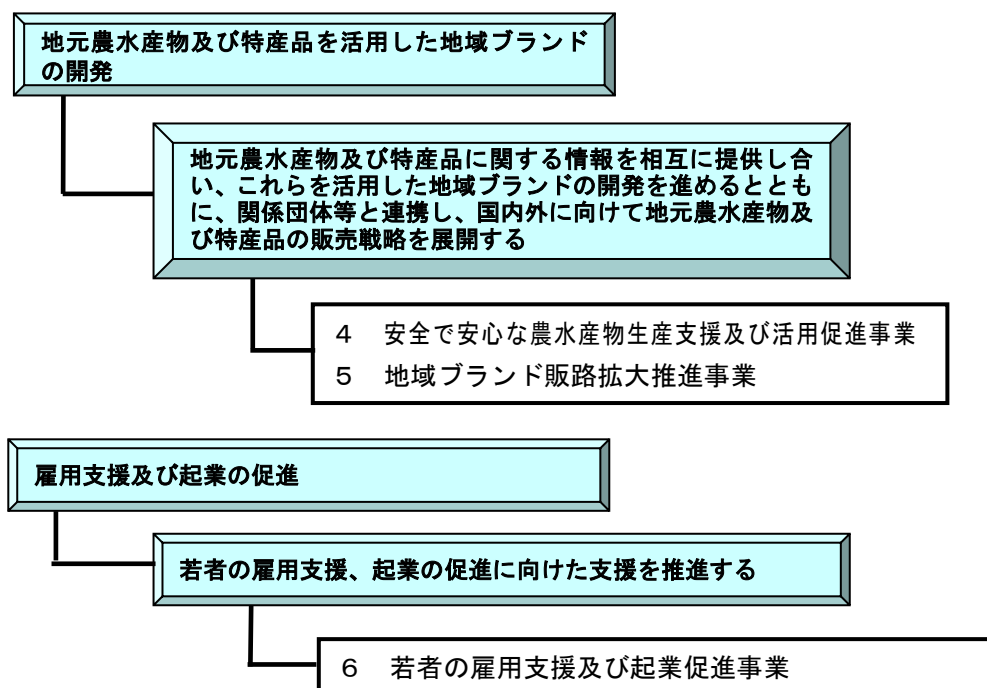
1 政策分野別共生ビジョンの体系

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

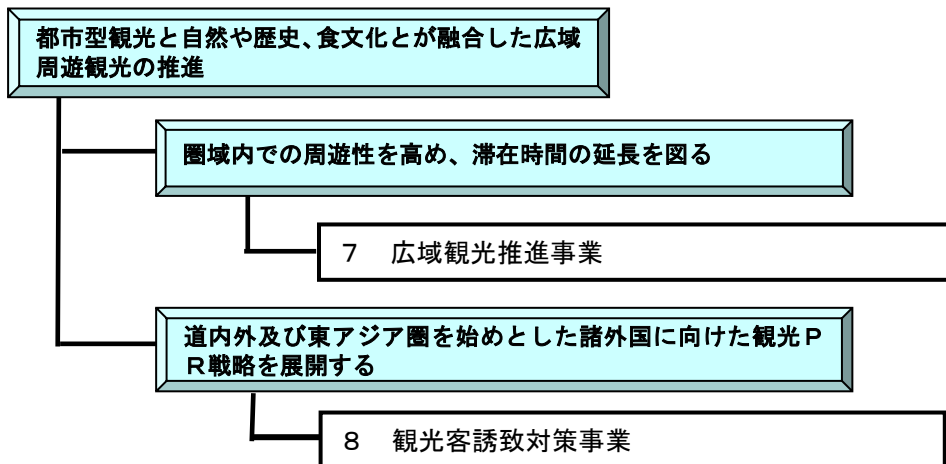
① 医療



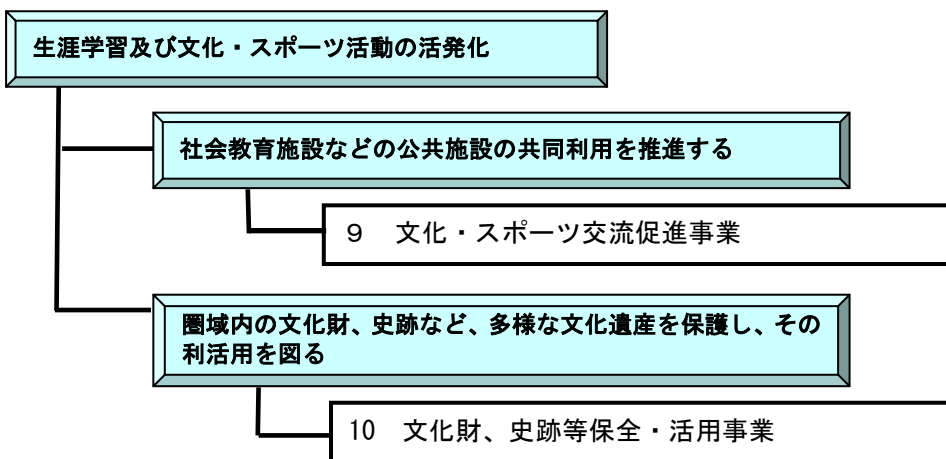
② 産業振興



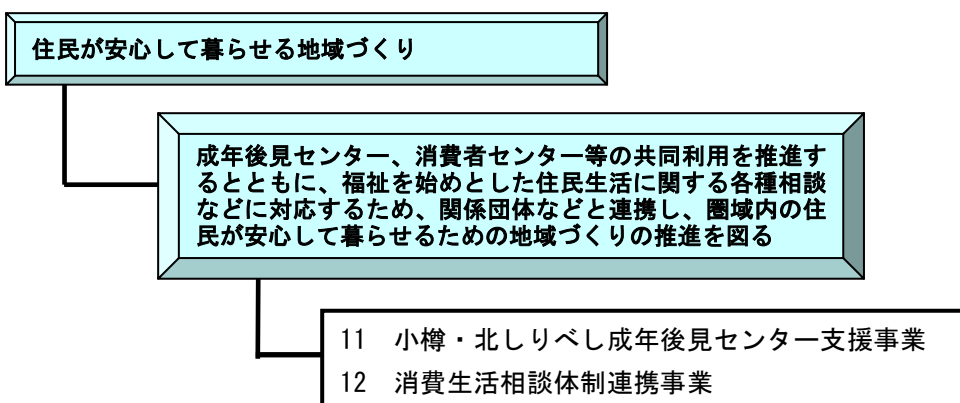
③ 広域観光



④ 教育

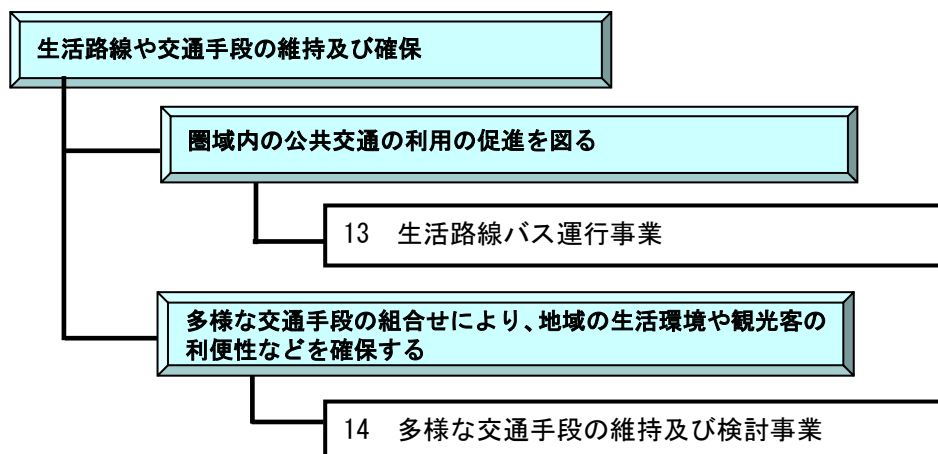


⑤ 福祉・安心な暮らし

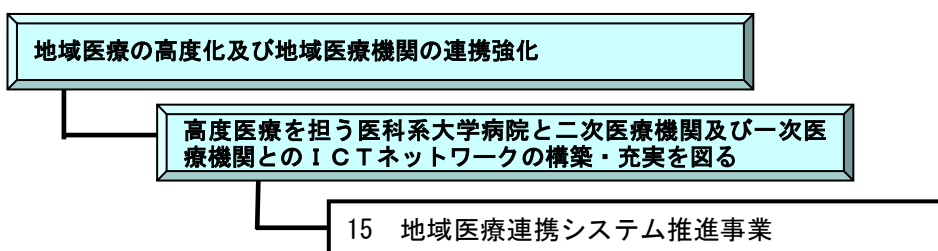


(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

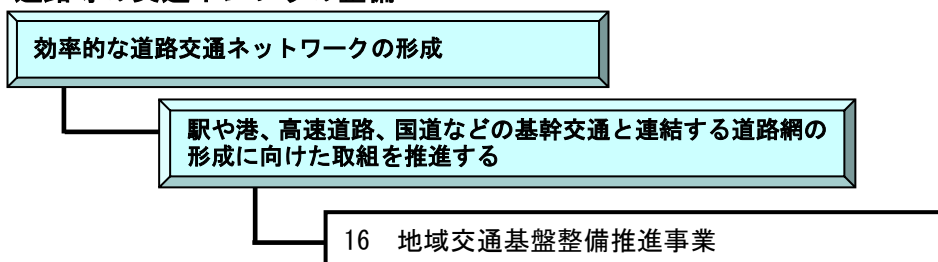
① 地域公共交通



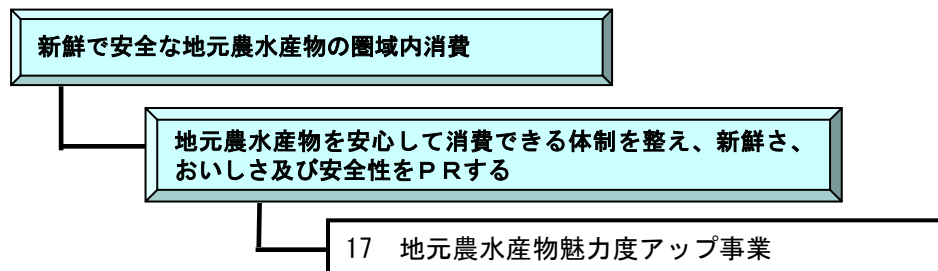
② 情報格差の解消へ向けたICT（情報通信技術）インフラの整備



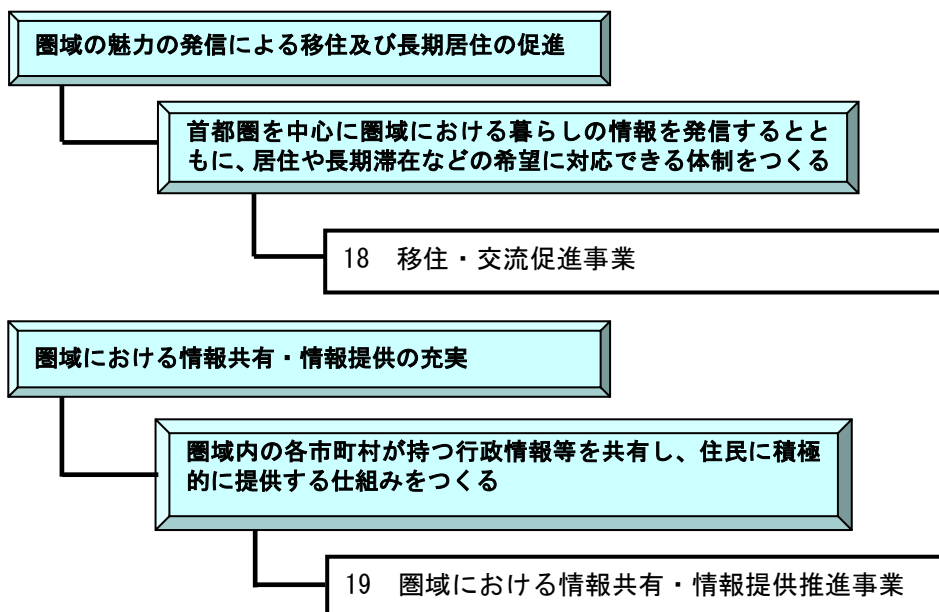
③ 道路等の交通インフラの整備



④ 生産者と消費者との連携による地産地消

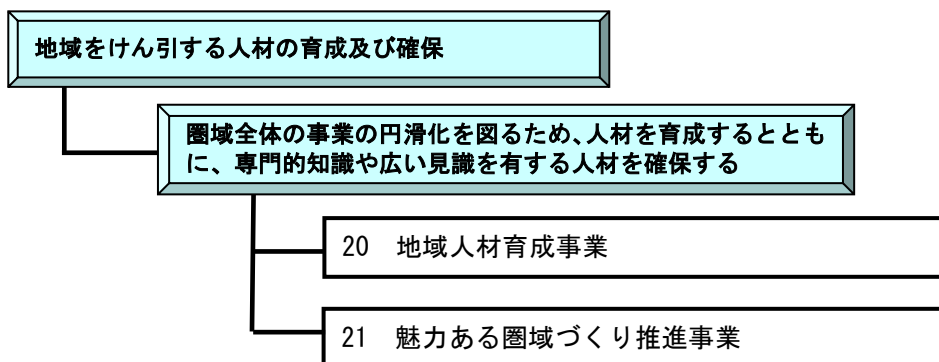


⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住

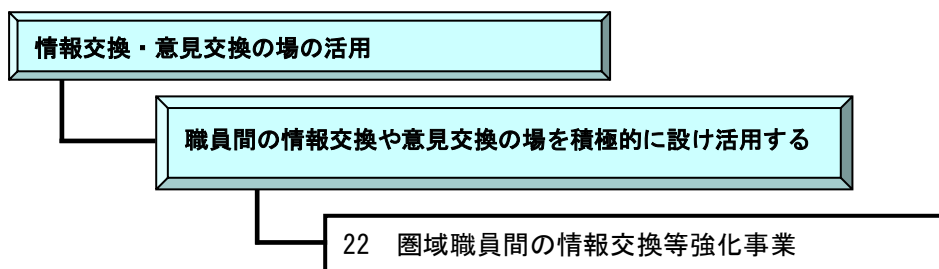


(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材の育成



② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用



2 政策分野別の事業概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要

① 医療

基本目標

- ・圏域内人口10万人当たりの病院・一般診療所の施設数〔か所〕：
〔現状値〕 87.52（令和6年）→【目標値】 87.52（令和11年）
（資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）、道内医療機関名簿（北海道））
- ・圏域内人口10万人当たりの病院・一般診療所の病床数〔床〕：
〔現状値〕 2,527.4（令和6年）→【目標値】 2,527.4（令和11年）
（資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）、道内医療機関名簿（北海道））

協定書の内容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。				
	中心市の役割	ア 初期救急医療の需要を把握する。 イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。 ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。				
	関係町村の役割	小樽市が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。				
	取組の概要	小樽市と余市町が担っている圏域内の初期救急医療体制の維持・確保を図り、圏域内住民による利用状況を把握するとともに、救急医療の啓発を行います。				
取組に係る成果指標(KPI)	初期救急医療体制を構成する医療機関での応需日数〔日〕： 〔現状値〕 366（令和5年度）→【目標値】 365（令和11年度） （資料：小樽市保健所調べ）					
具体的な事業	事業名	1 初期救急医療体制の維持・確保事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○初期救急医療体制の維持 小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制（夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応）に対して、必要な支援を行います。 ○実態調査及び普及啓発 圏域内の住民による利用実態を把握するとともに、住民が適切に利用するための救急医療の啓発を行います。				
	期待される効果	・圏域内の初期救急医療体制の維持・確保が図られ、圏域の住民が安心して暮らすことができます。 ・救急医療の啓発により、圏域内の住民が地域医療の救急体制についての認識が生まれ、適正な利用が期待できます。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		266,847	266,847	266,847	266,847	266,847
充当財源	諸収入（負担金）					
注) 事業費は見込額。						

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。				
	中心市の役割	二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。				
	関係町村の役割	小樽市が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。				
取組の概要	圏域内の二次医療機関における周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するため、医療機関に対し必要な協力及び支援を行います。					
取組に係る 成果指標 (KPI)	地域周産期母子医療センター（北海道社会事業協会小樽病院）の分娩取扱い： 【現状値】継続（令和5年度）→【目標値】継続（令和11年度） (資料：小樽市保健所調べ)					
	小児科救急医療の応需日数【日】： 【現状値】366（令和5年度）→【目標値】365（令和11年度） (資料：小樽市保健所調べ)					
具体的 な事業	事業名	2 小児救急及び周産期医療体制支援事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○小児救急医療体制の維持 小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに、圏域内の利用実態を調査します。 ○周産期医療体制の支援 圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行います。				
	期待される効果	・地域周産期母子医療センターの役割を担う医療機関の機能強化が図られます。 ・圏域内で将来を担う子供たちが健康に暮らせる環境の整備が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		40,142	40,142	40,142	40,142	40,142
	充当財源	道補助金、諸収入（負担金）				
注) 事業費は見込額。						

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。
	中心市の役割	一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を促進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。
	関係町村の役割	医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、関係町村の区域内の医療機関に対し支援を行うとともに、小樽市が行う施策に対し必要な協力を行う。
取組の概要		地域間の医療連携を実現し、圏域内で完結する医療体制を構築するため、地域の医療体制の維持・確保を行い、ネットワーク化を進めます。
取組に係る 成果指標 (KPI)		圏域内の公立病院と連携する医療機関割合 [%] : 【現状値】 75.7 (令和5年度) → 【目標値】 80.0 (令和11年度) (資料:小樽市立病院調べ)
		小樽後志地域医療連携システム (ID-Link) に登録している圏域内の医療機関数 [か所] : 【現状値】 12 (令和5年度) → 【目標値】 12 (令和11年度)

具 体 的 な 事 業	事業名	3 地域医療連携推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○地域医療体制の維持・確保 圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努めます。</p> <p>○ネットワーク化の構築 圏域内において、二次医療までおおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行います。</p>				
	期待される効果	医療機関の役割・機能の効率的分担により、患者にスピーディーで最適な医療サービスの提供ができます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		188,208	186,708	186,708	186,708	186,708
充当財源						

注) 事業費は見込額。

② 産業振興

基本目標

- ・ 圏域内の収穫量（水稻・野菜類）・農業産出額（推計額）〔ト・百万円〕：
 [現状値] 10,439・12,750（令和4年）→【目標値】10,439・12,750（令和11年）
 （資料：作物統計調査（農林水産省）、市町村別農業算出額（推計）（農林水産省））
- ・ 圏域内の水産物漁獲高（数量・金額）〔ト・百万円〕：
 [現状値] 30,091・7,681（令和4年）→【目標値】30,091・7,681（令和11年）
 （資料：北海道水産現勢（北海道））
- ・ 圏域内の製造品出荷額等〔百万円〕：
 [現状値] 241,046（令和4年）→【目標値】241,046（令和11年）
 （資料：工業統計調査（経済産業省））

協定書の内容	協定項目・取組事項	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。
	中心市の役割	ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、関係町村とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。 イ 関係団体等と連携し、関係町村とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。 ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を関係町村に提供し、共にPR活動や販路拡大に取り組む。 エ 関係団体等と連携し、関係町村とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内で産出される農水産物及び特産品に関する情報を小樽市に提供して、小樽市とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。 イ 小樽市とともに地元農水産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。
	取組の概要	国が進める農商工連携の取組を推進することにより、新商品の開発の促進が図られるとともに、圏域内の農水産物の情報を首都圏に情報発信し、首都圏での活用を図ります。
	取組に係る成果指標(KPI)	展示商談会等における商談件数〔件〕： [現状値] 285（令和5年度）→【目標値】610（令和11年度） （資料：「小樽産品」販路拡大支援事業実績）
		海外展示会等参加企業数〔社〕： [現状値] 9（令和5年度）→【目標値】9（令和11年度） （資料：海外販路拡大支援事業実績）
		小樽物産展主催件数〔件〕： [現状値] 1（令和5年度）→【目標値】1（令和11年度） （資料：小樽ブランド販路拡大推進事業実績）

具体的な事業	事業名	4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○地域資源の安定生産 農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ、生産支援や人材育成など、必要な支援を行います。</p> <p>○地域ブランドの創出 産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図ります。</p> <p>○情報発信 圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図っていきます。</p>				
	期待される効果	圏域内の農水産物の情報の共有により、販路開拓と新商品開発が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		38,669	34,469	34,469	34,469	34,469
充当財源	基金繰入金、過疎債					

具体的な事業	事業名	5 地域ブランド販路拡大推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○道内外における販路拡大 地元の素材を生かした加工食品等の開発を促進するとともに、道内外での物産展の開催及び支援、展示会への出展などにより、地場産品のPRと販路拡大を図ります。</p> <p>○海外に向けた販路拡大 海外への販路拡大を目的とする商談会、展示会等への参加や、新たな商品の輸出などに対して必要な支援を行うことにより、地場産品の海外での販路開拓・拡大を促進します。</p>				
	期待される効果	新たな販路拡大策の展開により、圏域の産業基盤の維持・確保が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		12,242	12,242	12,242	12,242	12,242
充当財源						

注) 事業費は見込額。

協定書の内容	協定項目・取組事項	雇用支援及び起業の促進 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。				
	中心市の役割	ア 圏域内の高等学校及び企業と連携し、圏域内での雇用促進を図る。 イ 市内での起業を促進するため、必要な支援を行う。				
	関係町村の役割	ア 小樽市が実施する雇用促進の取組に対し、関係町村の区域内にある高等学校及び企業に参加を呼びかけるなどの必要な協力を行う。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市が実施する起業促進の取組を周知する。				
取組の概要	圏域内における若者の雇用を促進するため、企業説明会などの開催に係る支援を行うほか、起業を促進するための支援を行います。					
取組に係る成果指標(KPI)	圏域内における高校生の圏域内就職割合 [%] : 【現状値】 38.0 (令和5年度) → 【目標値】 40.0 (令和11年度)					
	圏域内における新規起業数 [件] : 【現状値】 53 (令和5年度) → 【目標値】 70 (令和11年度)					
具体的な事業	事業名	6 若者の雇用支援及び起業促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○若者の雇用支援 圏域内の高等学校や企業と連携し、企業説明会やセミナーなどを行うほか、企業の魅力を発信するための情報発信サイトの構築や、SNS と連動した情報発信を行い、圏域内での若者の雇用に結びつけます。 ○起業の促進に向けた支援 新たに起業しようとする者に対し、起業に必要な支援を行い、事業の安定化に向けたサポートを行います。				
	期待される効果	高校生の就職に向けた実践力の習得や就労意欲の向上につながるほか、雇用のミスマッチ防止が期待できます。また、新たな起業者が増えることで、圏域内の産業振興につながることを期待できます。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		21,642	21,642	21,642	21,642	21,642
充当財源						
注) 事業費は見込額。						

③ 広域観光

基本目標

・ 圏域内の観光入込客数 [千人] :

[現状値] 11,082.3 (令和5年度) → 【目標値】 12,700.0 (令和11年度)

(資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))

・ 圏域内の宿泊客数 [千人] :

[現状値] 1,081.2 (令和5年度) → 【目標値】 1,200.0 (令和11年度)

(資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。
	中心市の役割	ア 関係団体等と連携し、自然、歴史、文化、食などの地域の資源を生かした観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。 イ 関係団体等と連携し、圏域内の交通移動手段及び経路を分かりやすく周知するなど、観光客の周遊しやすい環境づくりを推進する。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内における自然、歴史、文化、食、交通移動手段など、観光に関する情報を小樽市と共有する。 イ 小樽市と協働して観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。
取組の概要	自然、歴史、文化、景観、食、温泉、体験など多くの観光資源を有する本圏域において、これら観光資源の連携を図ることによって、観光客の満足度を高める新しい観光商品を創出します。	
取組に係る 成果指標 (KPI)	(再掲) 圏域内の観光入込客数 [千人] : [現状値] 11,082.3 (令和5年度) → 【目標値】 12,700.0 (令和11年度) (資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))	
	(再掲) 圏域内の宿泊客数 [千人] : [現状値] 1,081.2 (令和5年度) → 【目標値】 1,200.0 (令和11年度) (資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))	

具 体 的 な 事 業	事業名	7 広域観光推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○圏域内の新たな観光ルートの創出及び圏域内の観光情報を発信 圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、新たな観光資源を発掘するとともに、小樽市を起点とした新たな観光ルートを創出し、札幌圏やクルーズ船の乗船客等に対し、圏域に隣接する倶知安・ニセコなど後志管内町村と連携して情報を発信し、圏域内の周遊性を高める取組を推進します。情報発信においては、圏域としての特徴のある情報発信を検討します。</p> <p>○観光物産センター等での連携 圏域内にある観光物産センターなどを訪れる観光客に対し、圏域内の情報がどこでも提供できるように連携を図ります。</p>				
	期待される効果	広域的な観光PRを通じて観光客の周遊性を高めることによって波及効果が期待できます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		78,569	77,269	77,269	78,569	77,269
充当財源	補助金					

注) 事業費は見込額。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (2) 道内外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。				
	中心市の役割	関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PRを行う。				
	関係町村の役割	小樽市と協働して観光PRを行う。				
取組の概要	東アジア圏はもとより、東南アジア圏など、海外からのより一層の観光客の誘致を推進するために、観光プロモーションを行い、観光客のニーズにマッチした観光情報の発信や観光PRを行います。また、外国人が一人でも観光できるような受入れ環境の整備を行います。					
取組に係る 成果指標 (KPI)	圏域内の外国人宿泊客数 [人] : 【現状値】 214,545 (令和5年度) → 【目標値】 334,900 (令和11年度) (資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))					
具 体 的 な 事 業	事業名	8 観光客誘致対策事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○観光キャンペーンの実施 小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図ります。</p> <p>○外国人観光客の誘致 東アジア圏はもとより、今後増加が見込まれる東南アジア圏など、海外からの観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図ります。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化など、言葉の壁を意識することなく過ごせる環境づくりに取り組みます。 さらに、食と結びつけた観光情報をよりグローバル*な視点で発信する取組について、産・学・官での連携した取組も視野に入れ、推進します。</p>				
	期待される効果	知名度や海外留学生など小樽の強みを生かした施策により、効果的な圏域のPRと海外への観光情報の発信と受入れ体制の充実が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		55,603	55,603	55,603	55,603	55,603
充当財源	補助金					

注) 事業費は見込額。

※ 「グローバル (Glocal)」とは、グローバル (Global : 地球規模の、世界規模の) とローカル (Local : 地方の、地域的な) を合わせた造語。「世界的な視野で考え、地域に根ざした視点で行動する」という考え方。

④ 教育

基本目標

- ・文化・スポーツ交流促進事業参加者及び文化財、史跡等来場者の数【人】：
【現状値】 118,935（令和5年度）→【目標値】 118,935（令和11年度）

（資料：文化・スポーツ交流促進事業実績、文化財、史跡等保全・活用事業実績）

協定書の内容	協定項目・取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。				
	中心市の役割	ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を関係町村に提供する。 イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。				
	関係町村の役割	ア 関係町村が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を小樽市に提供する。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。				
	取組の概要	文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、社会教育施設や体育施設で行われるイベントなどの情報を共有し、住民が講演会などに参加できる機会を提供します。				
	取組に係る成果指標 (KPI)	文化・スポーツ交流促進事業参加者数【人】： 【現状値】 1,919（令和5年度）→【目標値】 1,919（令和11年度） （資料：文化・スポーツ交流促進事業実績）				
具体的な事業	事業名	9 文化・スポーツ交流促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを活用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図ります。				
	期待される効果	圏域内の住民すべてに文化活動及びスポーツ活動など、参加の機会を提供することで、人づくりとまちの活性化が図られます。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2,874	2,874	2,874	2,874	2,874
充当財源	諸収入（受講料）					
注) 事業費は見込額。						

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。				
	中心市の役割	圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。				
	関係町村の役割	関係町村の区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、小樽市とともにその利活用を図る。				
取組の概要	圏域内にある文化財、史跡、歴史的建造物などの保護を行うとともに、共同で多様な文化遺産の利活用を図ります。					
取組に係る 成果指標 (KPI)	圏域内の文化財・史跡等の来場者数 [人] : [現状値] 117,016 (令和5年度) → 【目標値】 117,016 (令和11年度) <small>(資料：文化財、史跡等保全・活用事業実績)</small>					
具体的 な事業	事業名	10 文化財、史跡等保全・活用事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○文化財、史跡などの保全・活用 各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、地域資源としての利活用を推進します。				
	期待される効果	圏域内にある文化財、史跡や歴史的建造物などの保護及び利活用を図ることにより、まちの活性化と新たな観光資源を創出することができます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		67,613	67,613	67,613	67,613	67,613
充当財源	基金繰入金					
注) 事業費は見込額。						

⑤ 福祉・安心な暮らし

基本目標

・ 成年後見センター・消費者センターの共同利用の維持継続

協定書の内容	協定項目・取組事項	住民が安心して暮らせる地域づくり 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉を始めとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図る。
	中心市の役割	ア 成年後見センターの運営を支援し、共同利用を促進する。 イ 消費生活に関する情報を関係町村に提供するとともに、消費者センターの共同利用を推進する。 ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市社会福祉協議会が運営している成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市からの消費生活に関する情報を提供するほか、小樽市が設置している消費者センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 ウ 小樽市が行う各種相談業務を関係町村の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて小樽市と検討する。
	取組の概要	圏域内の住民の権利擁護の相談や利用支援を行うため、成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会を支援するとともに、小樽・北しりべし消費者センターの共同利用の推進に努めます。
	取組に係る成果指標(KPI)	(再掲) 成年後見センター・消費者センターの共同利用の維持継続

具体的な事業	事業名	11 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業	実施主体	全市町村		
	事業内容	圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行います。				
	期待される効果	認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方の権利を守り、地域で安心して生活できる環境を整備することができます。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		29,060	29,060	29,060	29,060	29,060
充当財源	国庫補助金、道補助金、基金繰入金					

具体的な事業	事業名	12 消費生活相談体制連携事業			実施主体	全市町村
	事業内容	消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が小樽・北しりべし消費者センターで消費生活に関する相談を受けられる体制を図ります。				
	期待される効果	よりきめ細かく消費者相談ニーズに対応することができます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		11,255	11,595	11,595	11,595	11,595
充当財源	道補助金、諸収入（負担金）					
注) 事業費は見込額。						

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要

① 地域公共交通

基本目標

- ・ 広域的なバス路線の路線数（積丹線・余市線・ニキバス・むらバス）【路線】：
 [現状値] 4（令和5年度）→【目標値】 4（令和11年度）
 （資料：圏域市町村調べ）
- ・ 広域的なバス路線（積丹線・余市線・ニキバス・むらバス）の年間運行回数【回】：
 [現状値] 25,249（令和5年度）→【目標値】 25,249（令和11年度）
 （資料：圏域市町村調べ）
- ・ 圏域内の各 JR 駅における乗降客数（公表されている駅のみ）【人/日】
 [現状値] 24,876（令和4年度）→【目標値】 26,000（令和11年度）
 （資料：国土数値情報（国土交通省））

協定書の内容	協定項目・取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
	中心市の役割	ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。 イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
	関係町村の役割	ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、小樽市に情報を提供する。 イ 小樽市と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
取組の概要	生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っているものの、その一方で、高齢者や学生など、自動車を運転しない住民にとって、路線バスなどの公共交通は日常生活に欠かせない交通手段となっていることから、関係事業者と調整を図り、通勤・通学、通院などに必要な生活交通の維持・確保を行い、公共交通の利用向上策について取り組むとともに、乗務員不足の問題が顕在化していることから、乗務員の採用促進に向けた施策に取り組みます。	
取組に係る成果指標 (KPI)	積丹線・ニキバス・むらバスの年間輸送人員（各路線合計）【人】： [現状値] 176,076（令和5年度）→【目標値】 176,076（令和11年度） （資料：圏域市町村調べ）	
	（再掲）圏域内の各 JR 駅における乗降客数（公表されている駅のみ）【人/日】 [現状値] 24,876（令和4年度）→【目標値】 26,000（令和11年度） （資料：国土数値情報（国土交通省））	

具体的な事業	事業名	13 生活路線バス運行事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○生活路線バスの確保 関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保に努めます。 ○圏域における地域に見合った地域公共交通の在り方の検討 高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、運行時間や乗降箇所などの実態把握を通じ、圏域内の公共交通の在り方等について検討します。				
	期待される効果	公共交通ネットワークを維持することにより、中心市である本市の病院や、商業施設といった都市機能を広域的に利用することができ、生活に必要な交通手段を維持することができます。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		27,947	27,947	27,947	27,947	27,947
充当財源						

注) 事業費は見込額。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。				
	中心市の役割	公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。				
	関係町村の役割	小樽市と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。				
取組の概要	地域住民の通院などの交通手段の確保のため、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない交通アクセスの維持確保のため、関係する事業への補助を行うとともに、関係町村にある交通手段の実態を把握します。					
取組に係る 成果指標(KPI)	各市町村におけるコミュニティバスの年間輸送人員(積丹町・古平町分の合計)[人]: 【現状値】 14,254(令和5年度) → 【目標値】 14,254(令和11年度) (資料:圏域市町村調べ)					
具 体 的 な 事 業	事業名	14 多様な交通手段の維持及び検討事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○通院バス等の維持 現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保に努めます。 ○多様な交通手段の確保の検討 圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、多様な交通手段の確保について検討を行います。 				
	期待される効果	地域の生活交通の維持が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度 20,328	令和8年度 20,328	令和9年度 20,328	令和10年度 20,328	令和11年度 20,328
	充当財源					
注) 事業費は見込額。						

② 情報格差の解消へ向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

基本目標

- ・小樽後志地域医療連携システム（ID-Link）に登録している

圏域内の医療機関数 [か所] :

[現状値] 12（令和5年度） → 【目標値】 12（令和11年度）

（資料：小樽市立病院調べ）

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関との ICTネットワークの構築・充実を図る。				
	中心市の役割	ア 医療機関のオーダリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする医療機関に転送できるICTネットワークの構築・充実を図る。 イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を行う。				
	関係町村の役割	ICTネットワークの構築・充実にあたり、関係町村の区域内の関係医療機関と調整する。				
取組の概要		圏域内の各医療機関におけるICTインフラの実態把握を行い、ICTネットワークの構築・充実を図ることにより、患者の診療情報の共有化を図ります。				
取組に係る 成果指標（KPI）		（再掲）小樽後志地域医療連携システム（ID-Link）に登録している圏域内の医療機関数 [か所] : 【現状値】 12（令和5年度） → 【目標値】 12（令和11年度） （資料：小樽市立病院調べ）				
具体的 な事業	事業名	15 地域医療連携システム推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○医療機関相互のネットワークシステムの構築 地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。				
	期待される効果	中心市の病院と関係町村にある病院・診療所の連携により、地域医療体制の維持・確保が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
充当財源						
注) 事業費は見込額。						

③ 道路等の交通インフラの整備

基本目標

圏域内の高速道路や国道、道道の整備促進：

- ・後志自動車道小樽JCTフルジャンクション化の完成（時期未定）
- ・一般国道5号 倶知安余市道路の整備促進（仁木南IC～仁木ICの開通（時期未定））
- ・その他、圏域内の国道の安全対策・道道の新設等に係る整備促進、など

協定書の内容	協定項目・取組事項	効率的な道路交通ネットワークの形成 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。
	中心市の役割	北海道横断自動車道や国道、道道など、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、北海道新幹線やフェリー航路ともスムーズな往来ができるような交通ネットワークの形成に向けた検討を行う。
	関係町村の役割	小樽市と連携し、道路ネットワークの形成に向けて取り組む。
取組の概要	圏域内の国道・道道の整備促進、後志自動車道小樽JCTのフルジャンクション化や倶知安余市道路の早期完成、また、北海道新幹線の札幌までの早期開業が図られるよう、関係機関との連携を図ります。	
取組に係る成果指標(KPI)	後志自動車道(小樽～余市間)の通行量[台/日]： [現状値] 3,031(令和5年度) → 【目標値】 4,000(令和11年度) (資料：東日本高速道路(株)公表資料)	

具体的な事業	事業名	16 地域交通基盤整備推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、圏域構成市町村が共同で、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について、関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討します。				
	期待される効果	国などの関係機関と連携を図り、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を行うことにより、圏域内の基幹交通のネットワーク化が図られます。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		233,503	320,503	324,503	728,503	1,028,503
充当財源	市債					

注) 事業費は見込額。

④ 生産者と消費者との連携による地産地消

基本目標

- ・ 地元農水産物の魅力発信等を目的としたイベントの来場者数（圏域内合計）[人]：
 [現状値] 24,200（令和5年度）→【目標値】 50,000（令和11年度）

（資料：地元農水産物魅力度アップ事業実績）

協定書の内容	協定項目・取組事項	新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。				
	中心市の役割	ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。 イ 区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。				
	関係町村の役割	ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組を小樽市と協力して支援する。 イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。				
	事業の概要	圏域内で生産される新鮮で安心・安全な農水産物や加工品を広く住民に周知を図るとともに、イベントの開催や商業施設で開催される産地直売に参加し、消費拡大を図ります。				
取組に係る成果指標(KPI)	（再掲）地元農水産物の魅力発信等を目的としたイベントの来場者数（圏域内合計）[人]： [現状値] 24,200（令和5年度）→【目標値】 50,000（令和11年度） （資料：地元農水産物魅力度アップ事業実績）					
具体的な事業	事業名	17 地元農水産物魅力度アップ事業	実施主体	全市町村		
	事業内容	○圏域内の農水産物に関する情報の収集と発信 各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信します。 ○イベントへの参加 圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図ります。 ○食育の推進 健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行います。				
	期待される効果	圏域内の地産地消の取組や農商工連携の取組を推進することにより、圏域内で生産される食材の魅力を知ってもらうことで、消費拡大による地域経済の活性化につながります。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		5,583	5,583	5,583	5,583	5,583
充当財源						

注) 事業費は見込額。

⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住

基本目標

- ・ 圏域内人口の社会増減数（転入－転出）[人]：
 [現状値] Δ92（令和5年）→【目標値】 0（令和11年）
 （資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省））
- ・ （再掲）圏域内の観光入込客数[千人]：
 [現状値] 11,082.3（令和5年度）→【目標値】 12,700.0（令和11年度）
 （資料：北海道観光入込客数調査報告書（北海道））

協定書の内容	協定項目・取組事項	圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。
	中心市の役割	ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、圏域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。 イ 圏域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。
	関係町村の役割	関係町村の区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを小樽市とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。
取組の概要	ホームページや首都圏で開催されるイベントの参加により、首都圏を中心に暮らしの情報や観光、食の魅力を情報発信するとともに、移住体験への参加を促し、圏域の魅力の周知を図ります。	
取組に係る成果指標（KPI）	圏域各市町村移住担当窓口への移住相談者のうち把握した移住者数[人]： [現状値] 72（令和5年度）→【目標値】 130（令和11年度） （資料：圏域市町村調べ）	

具体的な事業	事業名	18 移住・交流促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○圏域内外の住民との交流促進 多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などの自然体験施設の運営を通じ、圏域内外の住民との交流を図ります。 ○移住促進 地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介します。				
	期待される効果	広域的な視点での暮らしの情報を提供することができ、移住・交流促進につながります。				
	年度別事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		26,601	26,601	26,601	26,601	26,601
充当財源						

注) 事業費は見込額。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	圏域における情報共有・情報提供の充実 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくる。				
	中心市の役割	圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供する仕組みを構築する。				
	関係町村の役割	各種行政情報等を小樽市に提供するとともに、小樽市から提供された圏域全体の当該情報等を住民に提供する。				
	取組の概要	北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を目的として、共生ビジョンに基づき実施している事業のほか、各市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供します。				
取組に係る 成果指標 (KPI)	圏域各市町村における圏域情報提供箇所数 (か所) : 【現状値】 3 (令和5年度) → 【目標値】 6 (令和11年度) <small>(資料：圏域市町村調べ)</small>					
具体的 な事業	事業名	19 圏域における情報共有・情報提供推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供し、北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を図ります。				
	期待される効果	各市町村の行政情報等を圏域内の住民が共有でき、交流の促進につながります。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		0	0	0	0	0
充当財源						
注) 事業費は見込額。						

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要

① 人材の育成

基本目標

- ・ 中心市が実施する各種講座やセミナー等の地域人材育成事業への参加者数 [人] :
 [現状値] 41 (令和5年度) → 【目標値】 50 (令和11年度)

(資料：地域人材育成事業実績)

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域をけん引する人材の育成及び確保 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成するとともに、専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。				
	中心市の役割	ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、関係町村の職員等に参加の機会を提供する。 イ 区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、関係町村に情報を提供する。 ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。				
	関係町村の役割	小樽市から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、関係町村の職員や関係者を派遣する。				
取組の概要		小樽市や各団体が主催する講演会のほか、小樽市内の高等教育機関が実施する公開講座などへ圏域内の住民にも参加できる機会を提供し、広く見識を有した人材を育成します。				
取組に係る 成果指標 (KPI)		(再掲) 中心市が実施する各種講座やセミナー等の地域人材育成事業への参加者数 [人] : [現状値] 41 (令和5年度) → 【目標値】 50 (令和11年度) (資料：地域人材育成事業実績)				
具 体 的 な 事 業	事業名	20 地域人材育成事業			実施主体	小樽市
	事業内容	○各種セミナーの開催 小樽市が開催する商工業振興施策説明会や、各種団体等が行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などに圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図ります。				
	期待される効果	将来の圏域を担う人材を育成することができます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		970	970	970	970	970
充当財源						

具 体 的 な 事 業	事業名	21 魅力ある圏域づくり推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○北しりべし住民会議（仮称）の設置 魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図ります。				
	期待される効果	持続可能な圏域を形成するための事業が円滑に進めることができ、地域課題の解決が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		0	0	0	0	0
充当財源						

注) 事業費は見込額。

② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

基本目標

- ・圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議の設置数【件】：
 【現状値】 15（令和5年度）→【目標値】 20（令和11年度）

（資料：中心市調べ）

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	情報交換・意見交換の場の活用 職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。			
	中心市の役割	小樽市の各部局から積極的に関係町村に対し情報提供を図るとともに、意見交換の場を積極的に設け、意思疎通を図る。			
	関係町村の役割	小樽市の各部局からの情報提供や意見交換の場への参加を通じ、意思疎通を図るとともに、関係町村からも必要に応じ情報提供や意見交換の場を設けることに努める。			
取組の概要	圏域内における各自治体間の職員の連携強化を図るため、情報交換や意見交換の場を積極的に設け、その活用を図ります。				
取組に係る 成果指標（KPI）	（再掲）圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議の設置数【件】： 【現状値】 15（令和5年度）→【目標値】 20（令和11年度） （資料：中心市調べ）				

具 体 的 な 事 業	事業名	22 圏域職員間の情報交換等強化事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図ります。				
	期待される効果	地域の課題が複雑化・多様化している中で、共通認識が図られ、円滑な広域行政の推進が期待できます。				
	年度別 事業費(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		0	0	0	0	0
充当財源						

注) 事業費は見込額。

3 重点取組事業

本圏域の将来像の実現に向けては、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化及び圏域マネジメント能力の強化の各視点から、これまで第1次～第3次ビジョンにより、様々な事業を実施しており、今後も同様に取り組んでまいります。

一方で、札幌圏とのアクセス向上に大きく寄与する後志自動車道余市～小樽間が平成30年に開通し、倶知安余市道路の仁木IC～余市ICが令和6年度に開通（予定）するほか、新千歳空港への東アジア圏を初めとする国際路線の直行便就航や、小樽港へのクルーズ船の寄港の増加等により、交流人口の拡大の機会が増えています。

当圏域ではこれまで、交流人口の拡大について、産業振興や広域観光、生産者と消費者との連携による地産地消などの各事業により取り組んでまいりましたが、本ビジョンにおいては、当圏域の現況と課題に鑑み、交流人口の更なる増加を図るため、以下の事業を引き続き重点取組事業とします。

○ 広域観光

● 広域観光推進事業

＜事業内容＞※ p. 27再掲

・ 圏域内の観光情報を発信

圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、新たな観光資源を発掘※1するとともに、小樽市を起点とした新たな観光ルートを創出し※2、札幌圏やクルーズ船の乗船客等に対し、圏域に隣接する倶知安・ニセコなど後志管内町村と連携して情報を発信し※3、圏域内の周遊性を高める取組を推進します。情報発信においては、圏域としての特徴のある情報発信を検討します。

・ 観光物産センター等での連携

圏域内にある観光物産センターなどを訪れる観光客に対し、圏域内の情報がどこでも提供できるように連携※4を図ります。

＜特に進める取組の内容＞

本ビジョンに掲載している事業内容に関連し、特に以下の取組を進めます。

① 圏域内の新たな観光資源の発掘（※1）と情報提供の連携（※4）

⇒既存の観光資源の他に、圏域内の酒や、豊かな食、歴史や景観など、様々な角度から観光資源としての活用について検討を行う。また、圏域内の既存の施設などを活用し、観光情報等の発信について連携を図ります。

② 新たな観光ルートの創出（※2）と情報の発信（※3）

⇒①による観光資源について観光ルートの創出を行うとともに、交流人口の獲得に当たって、ターゲットの設定を行い、効果的な情報発信を推進します。また、小樽港クルーズ推進協議会において、船社、旅行代理店等に対し北しりべし産農水産物などのPRを引き続き行います。

＜他の政策分野との連携等＞

この重点取組事業の推進にあつては、他の政策分野との連携を図るほか、取組内容の達成状況により、重点取組事業の変更を本ビジョンの変更に合わせて検討するものとします。

実施事業一覧

(事業費は見込額)

①生活機能の強化

○医療

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
1 初期救急医療体制の維持・確保事業				266,847	266,847	266,847	266,847	266,847		
小樽市	協定書別表第1 1	夜間急病センター管理 代行業務	夜間急病患者の救急診療を円滑に行うため、小樽市夜間急病センターの管理運営を小樽市医師会へ委託する	226,397	226,397	226,397	226,397	226,397		
小樽市	協定書別表第1 1	在宅当番医制事業委託	休日における第一次救急医療体制の確保のため、在宅当番医制の実施を小樽市医師会へ委託する	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637		
小樽市	協定書別表第1 1	第二次救急医療事業委託(病院群輪番制運営 事業費負担金)	休日・夜間等における診療の受入体制の整備のため、後志圏域内の病院群による輪番制の実施を参加病院へ委託する	32,951	32,951	32,951	32,951	32,951	諸収入(後志管内からの負担金)	
積丹町	協定書別表第1 1	第二次救急医療事業委託(病院群輪番制運営 事業費負担金)	後志圏域内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療を受け入れる体制の整備に要する経費を負担する	263	263	263	263	263		
古平町	協定書別表第1 1	第二次救急医療事業委託(病院群輪番制運営 事業費負担金)	後志圏域内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療を受け入れる体制の整備に要する経費を負担する	394	394	394	394	394		
仁木町	協定書別表第1 1	第二次救急医療事業委託(病院群輪番制運営 事業費負担金)	後志圏域内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療を受け入れる体制の整備に要する経費を負担する	456	456	456	456	456		
余市町	協定書別表第1 1	第二次救急医療事業委託(病院群輪番制運営 事業費負担金)	後志圏域内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療を受け入れる体制の整備に要する経費を負担する	2,582	2,582	2,582	2,582	2,582		
赤井川村	協定書別表第1 1	第二次救急医療事業委託(病院群輪番制運営 事業費負担金)	後志圏域内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療を受け入れる体制の整備に要する経費を負担する	167	167	167	167	167		
2 小児救急及び周産期医療体制支援事業				40,142	40,142	40,142	40,142	40,142		
小樽市	協定書別表第1 1	小児救急医療支援事業	第一次救急医療施設で処置できない小児救急患者に対する医療を確保するため、北海道社会事業協会小樽病院に経費の一部を助成する	9,992	9,992	9,992	9,992	9,992	道補助金	
小樽市	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、北海道社会事業協会小樽病院に経費の一部を助成する	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	諸収入(5町村からの負担金)	
積丹町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	294	294	294	294	294		
古平町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	445	445	445	445	445		

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
仁木町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	630	630	630	630	630		
余市町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	3,487	3,487	3,487	3,487	3,487		
赤井川村	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	294	294	294	294	294		
3 地域医療連携推進事業				188,208	186,708	186,708	186,708	186,708		
小樽市	協定書別表第1 1	クリニカルパスによる医療連携事業	地域連携クリニカルパスを導入し、各医療機関で共有することにより、医療の標準化を図り、連携を推進する	0	0	0	0	0		
小樽市	協定書別表第1 1	地域医療連携センター機能充実事業	地域の医療従事者の資質向上を図るための取組を推進する	519	519	519	519	519		
積丹町	協定書別表第1 1	積丹町立国民健康保険診療所運営事業	積丹町立国民健康保険診療所の管理・運営	42,589	42,589	42,589	42,589	42,589		
古平町	協定書別表第1 1	古平診療所運営事業	平成28年度から町立化した古平診療所の管理・運営	99,400	99,400	99,400	99,400	99,400		
余市町	協定書別表第1 1	余市協会病院医療研究補助	余市協会病院に対する医療研究活動に対する補助	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200		
赤井川村	協定書別表第1 1	赤井川診療所運営事業	赤井川診療所の管理・運営	42,500	41,000	41,000	41,000	41,000		
合 計				495,197	493,697	493,697	493,697	493,697		

○産業振興

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業				38,669	34,469	34,469	34,469	34,469		
小樽市	協定書別表第12	水産物ブランド化推進事業費	「小樽水産加工品ブランド推進委員会」が行う水産加工グランプリや水産加工品の販路・消費拡大等の取組、「小樽のおさかな普及推進委員会」が行う水産物の情報発信、魚食普及活動の取組に対する補助	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	基金繰入金	
積丹町	協定書別表第12	安全で安心な農産物生産支援事業	家畜ふん尿を利用した土づくり事業や牛乳の品質向上対策事業を実施する農業者への支援を行う	7,030	7,030	7,030	7,030	7,030	過疎債	家畜改良対策事業、生きた土づくり有機農業推進事業
積丹町	協定書別表第12	安全で安心な水産物生産支援事業	資源の維持・増大のためのウニ種苗、ニシン稚魚放流や浅海資源を守るための監視活動を行う漁業者への支援を行う	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	過疎債	資源放流増殖事業、密漁防止対策事業
古平町	協定書別表第12	安全で安心な水産物生産支援事業	「つくり育てる漁業」の取組を支援するため、ウニ種苗を放流する事業へ助成	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854		
仁木町	協定書別表第12	新規就農者施設園芸ハウス導入事業	高品質な農作物の生産及びブランド化と安定的な供給を図るために新規就農者に施設園芸ハウスの導入を補助する	3,675	-	-	-	-		
仁木町	協定書別表第12	農業振興補助	ブドウの新品種導入及びブランド産地確立のための補助	800	800	800	800	800		
仁木町	協定書別表第12	新規就農者果樹ハウス導入事業	高品質な農作物の生産及びブランド化と安定的な供給を図るために新規就農者に施設園芸ハウスの導入を補助する	525	-	-	-	-		
余市町	協定書別表第12	果樹奨励新品種植栽事業補助	生産出荷組合に対する助成	300	300	300	300	300		
余市町	協定書別表第12	浅海増殖事業補助	ウニ・アワビ種苗、ニシン稚魚放流事業に対する補助	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200		R6から予算一本化
赤井川村	協定書別表第12	農業振興事業	農業振興事業として、新規就農者の負担軽減を図るハウス施設導入経費に対する補助、また、農作業省力化に資する交配用蜜蜂導入、土づくり対策に対する補助事業を実施	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000		

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
5 地域ブランド販路拡大推進事業				12,242	12,242	12,242	12,242	12,242		
小樽市	協定書別表第1 2	小樽ブランド販路拡大推進事業	北海道内外での百貨店などで開催される物産展への参加により、地場製品のPRを図る	992	992	992	992	992		
小樽市	協定書別表第1 2	海外販路拡大支援事業	札幌市が中心となって、関係機関と構成する実行委員会に参画し、海外商談会・展示会へ出展する事業者を支援	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950		
小樽市	協定書別表第1 2	小樽産品販路拡大強化支援事業	小樽市及び後志管内町村の食料品関係事業者を対象として、商談会（関東、関西、新潟）への参加、新たな販路開拓、お取り寄せチラシによる販売や新商品開発の支援により、小樽産品の販路維持と更なる販路拡大を図る	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300		
余市町	協定書別表第1 2	新観光商品等開発支援事業補助	地域の特産品を活用した商品開発や先進的な取り組みに対し、費用の一部を補助する。	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		R6から委託事業
6 若者の雇用支援及び起業促進事業				21,642	21,642	21,642	21,642	21,642		
小樽市	協定書別表第1 2	労働者地元定着事業	雇用問題についての調査及び研究並びに情報収集、高校生を始めとする労働者の就職促進や地元定着に資する事業を実施する。	192	192	192	192	192		
小樽市	協定書別表第1 2	若者就職マッチング支援事業	主に市内の高校・大学生を対象に、就職率向上及び地元定着を図るため、企業出前説明会など地元企業をよりよく知ってもらう事業を実施する	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
小樽市	協定書別表第1 2	空き店舗対策支援事業	小樽市内の商店街等の空き店舗に出店する事業者到店舗家賃の一部を助成し、空き店舗の解消と新たな雇用の創出を図る	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850		
小樽市	協定書別表第1 2	創業支援事業	市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費の一部を補助する（内外装工事補助・事務所等家賃補助・利子補給・商店街店舗家賃補助）	14,600	14,600	14,600	14,600	14,600		
余市町	協定書別表第1 2	空き店舗等活用支援事業補助	余市商工会議所が実施する空き店舗等の活用をする事業者に対する補助事業に対して補助する	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
合 計				72,553	68,353	68,353	68,353	68,353		

○広域観光

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
7 広域観光推進事業				78,569	77,269	77,269	78,569	77,269		
小樽市	協定書別表第13	小樽港クルーズ推進事業	小樽港へのクルーズ客船の寄港促進を図るため、「小樽港クルーズ推進協議会」による小樽・北後志地域の情報発信やセミナー開催等の誘致活動などを行うとともに受入体制の充実を図る	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500		
小樽市	協定書別表第13	6市町村合同圏域PR事業	圏域内の交流人口を増加させ、域内経済の活性化を図るため、圏域6市町村が合同で、札幌圏の住民に圏域の特産品や観光スポットなどのPRを行う	193	193	193	193	193		
小樽市	協定書別表第13	広域観光事業	広域観光圏への新たな観光客の入り込みを図るため、後志観光連盟への加入を通じ、観光客のニーズに対応した宣伝活動や広域周遊ルートの整備等を推進する	324	324	324	324	324		
小樽市	協定書別表第13	教育旅行ガイドブック作成費補助	教育旅行誘致のツールである「小樽・北後志教育旅行ガイドブック」の作成を行う小樽観光協会に対し補助する	1,300	0	0	1,300	0	補助金	3年に1度
小樽市	協定書別表第13	酒や食をテーマとした観光情報発信事業	北海道や後志総合振興局が展開している「『パボポート』事業」や「しりべし『酒と肴と旅』プロジェクト」と連携し、観光情報を発信する	0	0	0	0	0		
小樽市	協定書別表第13	ニセコ滞在外国人誘致推進事業	ニセコ地区で開催される長期滞在外国人向け観光PR事業へ参加を通じ、観光情報を発信する	0	0	0	0	0		
小樽市	協定書別表第13	観光協会運営費補助	観光のまち小樽の観光客誘致促進のため、小樽観光協会の運営費に対し補助する	28,720	28,720	28,720	28,720	28,720	補助金	
積丹町	協定書別表第13	魅力ある観光地づくり推進支援事業	積丹観光協会へ観光情報の発信など、必要な活動への支援	7,179	7,179	7,179	7,179	7,179		
仁木町	協定書別表第13	観光団体育成事業観光協会補助	各種イベントの開催や、広域観光、町外イベントでのPR活動等に取り組むための仁木町観光協会に対する補助	-	-	-	-	-		
余市町	協定書別表第13	観光物産センター管理運営業務委託	管理運営委託（「エルラプラザ」）	16,367	16,367	16,367	16,367	16,367		
余市町	協定書別表第13	道の駅維持管理委託	維持管理業務委託（「スペース・アップルよいち」）	7,986	7,986	7,986	7,986	7,986		
赤井川村	協定書別表第13	まるっとカルデラ農村フェス事業補助	赤井川村をまるごとPRするイベント開催に要する経費に対する助成	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
8 観光客誘致対策事業				55,603	55,603	55,603	55,603	55,603		
小樽市	協定書別表第13	観光客誘致対策	北海道内外の物産展で観光プロモーションを行うほか、教育旅行キャンペーンを行う	267	267	267	267	267		
小樽市	協定書別表第13	観光誘致促進事業費補助	小樽観光協会が実施する外国人観光客受入推進のための講演会や外国語講座の開催などの事業に対し補助する	10,571	10,571	10,571	10,571	10,571	補助金	
小樽市	協定書別表第13	観光広告プロモーション事業費補助	道内外からの観光客誘致を図るため、新聞や雑誌などを活用した広告宣伝事業を実施する小樽観光協会に対し補助する	0	0	0	0	0		
小樽市	協定書別表第13	観光ポスター等制作事業	新規観光ポスター及びポストカードの制作・印刷、発送等を行う	0	0	0	0	0		5年に一度
小樽市	協定書別表第13	観光マップ作成費補助	観光マップ（英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)の外国語マップを含む)付きガイドブックの作成を行う小樽観光協会へ補助する	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	補助金	
小樽市	協定書別表第13	宣伝物製作等経費	各地での観光物産展、全国の旅行代理店等への販促ツールとしての提供など、観光PR活動で使用する観光宣伝物の作成及び送付を行う	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300		
小樽市	協定書別表第13	外国人観光客誘致広域連携事業費補助	東アジアをはじめとした外国人観光客の誘致キャンペーンなどを札幌市や運輸局などと連携して実施する小樽国際観光客誘致委員会に対し補助する	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	補助金	
小樽市	協定書別表第13	外国語通訳配置支援事業費補助	外国人観光客をはじめとする観光案内の需要に対応するため、堺町通りにおいて観光案内所を開設する小樽堺町通り商店街振興組合に対して運営費を補助する	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	補助金	
小樽市	協定書別表第13	移動式Wi-Fi環境整備事業	観光客の利便性向上を図るため、クルーズ客船の入港や市内で開催されるイベントにおいて、観光客等が無料で利用できる移動可能な公衆無線LANを整備する	0	0	0	0	0		
小樽市	協定書別表第13	観光案内所運営費交付金	JR小樽駅及び浅草橋街園の観光案内所を運営するための経費を小樽観光協会へ交付する	29,965	29,965	29,965	29,965	29,965	補助金	
小樽市	協定書別表第13	堺町通り観光案内所支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業支援	0	0	0	0	0		
余市町	協定書別表第13	iセンター開設業務委託	観光案内所「余市iセンター」の業務委託	0	0	0	0	0		R4以降予算措置無し
合 計				134,172	132,872	132,872	134,172	132,872		

○教育

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
9 文化・スポーツ交流促進事業				2,874	2,874	2,874	2,874	2,874		
小樽市	協定書別表第14	市民大学講座実行委員会補助	生涯学習の機会を広く市民に提供するため、道内外から各分野から講師を招き、講座を開催する	450	450	450	450	450		
小樽市	協定書別表第14	北海道職業能力開発大学校公開市民講座開催経費	北海道職業能力開発大学校との共催により公開市民講座を開催する	15	15	15	15	15		
小樽市	協定書別表第14	はつらつ講座事業	生涯学習の推進の一環として、趣味や教養に関する各種講座を小樽市生涯学習プラザで開催する	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940	諸収入(受講料)	
小樽市	協定書別表第14	生活講座等開催経費	市内に在住又は通勤する市民等を対象に、職業生活、家庭生活、健康及び一般教養などについての講習、実習として、外部講師による生活講座等を小樽市勤労女性センターで開催する	392	392	392	392	392	諸収入(受講料)	
小樽市	協定書別表第14	やんぐすくーる開催経費	市内に在住又は通勤・通学する、原則15歳～35歳の市民等を対象に、外部講師による各種教養講座等を小樽市勤労青少年ホームで開催する	77	77	77	77	77	雑収入(受講料)	
10 文化財・史跡等保全・活用事業				67,613	67,613	67,613	67,613	67,613		
小樽市	協定書別表第14	歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金	市内の歴史的建造物の保全を推進するため、景観条例に基づき登録している歴史的建造物のうち、民間が所有する建造物の外観に係る補修費の一部を助成する	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	基金繰入金	
小樽市	協定書別表第14	歴史的建造物等保全対策費	市民等に歴史的建造物の保全等に対する理解を深めるため、「歴史的建造物めぐり」などを開催するほか、損傷の著しい当該建造物等の説明板等の修繕を行う	500	500	500	500	500	基金繰入金	
小樽市	協定書別表第14	文化財保護活用等経費	本市に所在する国・道・市指定の文化財及び埋蔵文化財等の維持整備、保護・保存・活用を行う	959	959	959	959	959		
小樽市	協定書別表第14	重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店管理・公開・活用事業	国の重要文化財「旧日本郵船(株)小樽支店」の管理、公開及び活用(R7年度より指定管理者制度導入予定)	14,605	14,605	14,605	14,605	14,605		H30年11月から保存修理工事のため休館 R7年度より公開再開予定
積丹町	協定書別表第14	歴史的建築物・郷土資料等保存整理事業	歴史的建築物の調査保存や郷土の歴史的資料の分類整理と保存を行う	50	50	50	50	50		

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
12 消費生活相談体制連携事業				11,255	11,595	11,595	11,595	11,595		
小樽市	協定書別表第15	消費生活相談等業務委託	悪質商法等の契約トラブルや商品の安全性など消費生活に関する相談への対応や多重債務問題の改善を図るため、「小樽・北しりべし消費者センター」の運営を小樽消費者協会に委託する	6,875	6,875	6,875	6,875	6,875	道補助金(R7まで) 諸収入(負担金)	
小樽市	協定書別表第15	消費者行政活性化事業	多様化・複雑化する消費生活関連の問題への対応のため、消費者相談体制の強化を図るとともに、移動消費者教室などの啓発事業を実施する	2,863	2,863	2,863	2,863	2,863	道補助金□(R7まで) □	
積丹町	協定書別表第15	小樽・北しりべし消費者センター負担金	小樽・北しりべし消費者センターの運営に係る経費負担	208	208	208	208	208		
古平町	協定書別表第15	小樽・北しりべし消費者センター負担金	小樽・北しりべし消費者センターの運営に係る経費負担	198	250	250	250	250		
仁木町	協定書別表第15	小樽・北しりべし消費者センター負担金	小樽・北しりべし消費者センターの運営に係る経費負担	211	266	266	266	266		
余市町	協定書別表第15	小樽・北しりべし消費者センター負担金	小樽・北しりべし消費者センターの運営に係る経費負担	761	958	958	958	958		
赤井川村	協定書別表第15	小樽・北しりべし消費者センター負担金	小樽・北しりべし消費者センターの運営に係る経費負担	139	175	175	175	175		
合 計				40,315	40,655	40,655	40,655	40,655		

○情報格差の解消に向けたICT(情報通信技術)インフラの整備

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
15 地域医療連携システム推進事業				1,056	1,056	1,056	1,056	1,056		
小樽市	協定書別表第2 2	地域医療連携システム推進事業	地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入する	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056		
合 計				1,056	1,056	1,056	1,056	1,056		

○道路等の交通インフラの整備

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
16 地域交通基盤整備推進事業				233,503	320,503	324,503	728,503	1,028,503		
小樽市	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	1,241	1,241	1,241	1,241	1,241		
小樽市	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業(新幹線事業関係経費)	北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担するほか、札幌延伸効果を後志地域に波及させるための取組を行う	232,000	319,000	323,000	727,000	1,027,000	市債	
積丹町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	65	65	65	65	65		国道229号促進期成会、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、小樽国道協議会の負担金
古平町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	27	27	27	27	27		
仁木町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	—	—	—	—	—		
仁木町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業(計画策定)	地域にふさわしい公共交通のあり方を検討し、持続可能な地域公共交通のマスタープランである地域公共交通網形成計画を策定する	—	—	—	—	—		
仁木町	協定書別表第2 3	地域公共交通計画事業実施業務	利便性・効率性の高い交通体系の構築を目的とし、地域公共交通計画に基づく各事業の実施について検討する	—	—	—	—	—		
余市町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	115	115	115	115	115		

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
古平町	協定書別表第25	家族旅行村(キャンプ場)運営事業	圏域内の住民同士が交流するキャンプ施設の運営事業	830	830	830	830	830		
古平町	協定書別表第25	海水浴場管理事業	圏域内の住民同士が交流する海水浴場の管理事業	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359		
仁木町	協定書別表第25	新規受入農家報奨	受入農家に対する指導謝金	300	300	300	300	300		
仁木町	協定書別表第25	定住促進新築住宅取得・住宅改修補助事業	新築住宅取得又は住宅改修を行う移住者、子育て世代等に対する補助金の交付	—	—	—	—	—		
余市町	協定書別表第25	移住・定住対策等事業	移住希望者向けに町の概要やセールスポイント等についてPR動画やパンフレットの作成、移住フェアの参加等により情報発信を行う	0	0	0	0	0		
余市町	協定書別表第25	新規就農者受入農家報奨金	受入農家に対する謝金・滞在謝金・指導謝金	480	480	480	480	480		
余市町	協定書別表第25	就農研修家賃助成	就農研修者の家賃助成	120	120	120	120	120		
余市町	協定書別表第25	農村体験交流施設管理	施設管理業務	2,692	2,692	2,692	2,692	2,692		
余市町	協定書別表第25	住宅取得等支援補助事業	町内への転入、定住を目的として行う土地と住宅の取得に対する補助金の交付	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000		
赤井川村	協定書別表第25	営農実習支援助成金	新規就農研修生受入農家に対し、営農実習支援として助成金を交付	600	600	600	600	600		
19 圏域における情報共有・情報提供推進事業				0	0	0	0	0		
全市町村	協定書別表第25	圏域内情報共有・提供推進事業	圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供する	0	0	0	0	0		
合 計				26,601	26,601	26,601	26,601	26,601		

③圏域マネジメントの強化

○人材の育成

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
20 地域人材育成事業				970	970	970	970	970		
小樽市	協定書別表第3 1	「小樽商人（あきんど）塾」活用等事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援により、起業希望者や事業後継者などを対象として、経営についての基本的なノウハウを学ぶ機会を提供する	970	970	970	970	970		
小樽市	協定書別表第3 1	商工業振興施策説明会開催事業	圏域における中小企業者等を対象として、国等の経済対策、融資・助成制度に係る知識の習得を図ることにより、地場産業の活性化に努める企業等での人材育成を推進する	0	0	0	0	0		事業費予算0円で実施
21 魅力ある圏域づくり推進事業				0	0	0	0	0		
全市町村	協定書別表第3 1	北しりべし住民会議（仮称）の設置の推進	持続可能な圏域を形成し、魅力あふれる圏域づくりを推進するための組織の構築を図る	0	0	0	0	0		
合 計				970	970	970	970	970		

○圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

市町村名	協定	事業名	事業概要						補助金・起債等	備考
				R7	R8	R9	R10	R11		
22 圏域職員間の情報交換等強化事業				0	0	0	0	0		
全市町村	協定書別表第3 2	圏域内職員間の情報交換等強化事業	圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図る	0	0	0	0	0		
合 計				0	0	0	0	0		

事業費合計				1,128,712	1,209,052	1,213,052	1,618,352	1,917,052		
--------------	--	--	--	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--	--

資料編

圏域の現況

1 6市町村の概況

(1) 小樽市

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央、後志地域の東端に位置し、海・山・坂などの変化に富んだ自然環境と、天然の良港である小樽港を有する、後志管内で唯一の市であるとともに、保健所政令市の一つでもあります。

北海道開拓の拠点として歴史や文化が形成されたまちで、小樽港が、石狩炭田の開発に伴う石炭の積出し港や、日本海に面する貿易港の役割を担っていたこともあり、アジア諸国やロシアとの物資や人の交流が行われるなど、古くは北海道の商都として発展しました。

現在も、国内定期フェリー航路や、中国との定期コンテナ航路を始め、世界中から多くの貨物船やクルーズ客船が入港しています。また、小樽運河や歴史的建造物に代表されるように、美しいまち並みで国内外に知られ、最近では東アジアや東南アジアからも多くの観光客が訪れるなど、年間 800 万人もの観光客が訪れています。

令和元年の地域ブランド調査（「株式会社ブランド総合研究所」調べ）では魅力度ランキングと観光意欲度ランキングで4位になるなど、高い知名度と根強い人気を誇っており、市民、経済界、行政が一体となって、より質の高い時間消費型観光に取り組んできた成果であるといえます。また、食料品製造業が数多く集積しており、食料品やガラスなどの地場産品のブランド化を推進するなど、国内はもとより国外に向けての販路拡大を図っています。

(2) 積丹町

積丹町は、積丹半島の先端に位置し、小樽市からは車で約1時間、北海道の他の日本海沿岸の市町村と同じく、古くはニシン漁で栄えた町です。

ニシン漁で栄えた町であることから漁業従事者が多く、6月から8月が漁期の「ウニ」は東京豊洲市場でも有名な、町を代表する産品です。

農家数は多くはありませんが、酪農家から排出される家畜ふん尿を活用した土づくりによる低農薬の畑作経営を行っており、かぼちゃ・ジャガイモはその安全性が認められほとんどが契約販売となっています。また、近年はミニトマトの生産も盛んです。

積丹半島には奇岩・景勝地が多く、特に神威岬（北海道遺産）や島武意海岸（日本の渚百選）と、“しゃこたんブルー”と呼ばれる特有の澄んだ海の青さは人々の心を魅了しており、「景観」と新鮮な海産物に代表される「食」とを提供する札幌圏近郊の観光地として、多くの皆さんが訪れています。

令和2年度には、積丹半島先端の新鮮で素朴な未利用資源を活用し、官民連携による地方創生事業から誕生した「クラフトジン蒸溜所（Shakotan Blue 蒸溜所）」が稼働します。これにより小樽・余市・仁木・積丹が、日本酒・ウキスキー・ワイン・ジンでつながる新たな広域観光ルートとして、北後志地域の「クラフトスピリッツ街道」の形成を目指しています。

また、全国3つの灯台の一つとして、政府の重点インフラ施設に指定された、神威岬灯台の新たな観光資源化にも取り組んでいます。

町営温泉「岬の湯しゃこたん」を令和3年度有償譲渡し、民間の活力による運営が行われています。

(3) 古平町

古平町は、積丹半島の東側中央部に位置し、小樽市からは西におおよそ 40km の距離にあります。東、南、西の 3 方向は山地を介して、余市町、仁木町及び積丹町など 6 町村と接し、北方は日本海に面しています。

気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響により比較的温暖であり、年間の平均気温は約 8.3℃、平均降水量約 1,300mm となっています。また、年間降雪量と積雪量の平均はそれぞれ約 881cm、185cm と、道内では比較的多い方です。

漁業、水産加工業を基幹産業とし、うに、甘えび、たらこ等が町の特産品であり、農業も従事者は多くありませんが、米、いちごを中心に栽培しています。平成 30 年には、古平町で収穫した酒造好適米と観音滝の水を使用した日本酒「純米吟醸酒古平」を開発しており、新しい特産品の開発にも力を入れています。また、日本海を一望できる温泉やキャンプ場を有しており、夏場には多くの観光客が訪れます。

古平町のまちづくりは、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」を将来像として進めています。

(4) 仁木町

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、基幹産業は農業です。特に、りんご、さくらんぼ、ぶどうなどの果樹栽培が盛んで北海道有数の「フルーツの町」でもあります。

地理的には、余市町に隣接しており、小樽市まで 24Km、札幌市までは 58Km と北海道の中心に近接していることから、果樹観光やワイン観光により都市と農村との交流が盛んに行われています。

気候は、対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖多湿、東西の山々が暴風壁となって強風も少なく、豪雪地帯には指定されていますが、根雪の期間は短く霜も少ないのが特徴です。そのこともあり、果樹の他、そ菜や水稻など農作物の栽培に適していて、“もぎとり観光農園” 発祥の地でもあります。

「フルーツパークにき」を会場に、7月に開催される「さくらんぼフェスティバル」や豊じょうの秋 10 月には「うまいもんじゃ祭り」、近年では新たに「フルーツ&ワインマラニック」など、各種イベントを開催しています。

(5) 余市町

余市町は、積丹半島の基部に位置し、小樽市、古平町、仁木町、赤井川村に隣接しています。日本海と緩やかな丘陵に囲まれ、温暖な気候と農産物・海産物などの豊かな自然の恵みのもとで古くから人が定住し、発展してきた町です。

町の産業は、農業・漁業・製造業・加工業・商業など多様な形態から成り立っています。これら多彩な産業が生み出す特産品や、豊かな自然、そして町の歴史を伝える文化遺産などが町の魅力となっています。

連続テレビ小説「マッサン」の放映、ワイン特区をはじめとした 6 次産業化推進によるワイナリーの増加、後志自動車道余市 IC の開通などを追い風とし、道内 No. 1 の果樹産地「北のフルーツ王国」やトップクラスを誇るワイン用ぶどう栽培を牽引役としながら、現在、豊富な食資源を活かした「食の都よいち」としてのブランディング化を図るべく、新商品の開発や販路拡大に力を入れています。

(6) 赤井川村

赤井川村は、北海道の南西部に位置し、周囲を札幌市、小樽市、余市町、仁木町、倶知安町、京極町の2市4町に囲まれた緑豊かな「カルデラの里」です。総面積は約280平方kmと広大ですが、地勢は8割が山林で占められています。

その四方を山々に囲まれた「カルデラ」状の地形をなしており、秋のよく晴れた朝には霧が盆地内にたまり、幻想的な「雲海」が見られることがあります。

気候は、盆地特有の内陸型気候で、積雪は多く、北海道内でも有数の豪雪地帯となっており、「キロロリゾート」には、国内外から多くの観光客が訪れ主要産業の1つとなっています。また、夏は気温が上がりますが、昼夜の寒暖の差が大きく、果菜類の栽培に適しており、近年では国営かんがい排水事業により整備された農業用水を利用して、施設栽培が盛んです。

赤井川村は、失ったら二度と取り戻せない農山村の景観や文化を守るため、平成17年に設立されたNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、村の地域資源の保全に取り組んでいます。

2 圏域の結びつき

(1) ごみ焼却施設（北しりべし広域クリーンセンター）の共同利用

自治体名	平成 26 年度		平成 30 年度		令和 5 年度		(R5-H30)/H30
	搬入量(t)	構成比(%)	搬入量(t)	構成比(%)	搬入量(t)	構成比(%)	搬入量増減率(%)
小樽市	35,109.80	85.1	32,606.20	84.7	28,654.51	83.86	△ 12.1
積丹町	463.5	1.1	441.9	1.1	372.73	1.09	△ 15.7
古平町	771	1.9	677.5	1.8	575.66	1.68	△ 15.0
仁木町	561.5	1.4	543.5	1.4	544.02	1.59	0.1
余市町	4,156.70	10.1	4,035.00	10.5	3,867.87	11.32	△ 4.1
赤井川村	171.4	0.4	178.5	0.5	154.57	0.45	△ 13.4
合 計	41,233.90	100	38,482.60	100	34,169.36	100	△ 11.2

(資料：北しりべし廃棄物処理広域連合調べ)

(2) 小樽市への流入人口

自治体名	平成 27 年				令和 2 年			
	就業流入人口		通学流入人口		就業流入人口		通学流入人口	
	人数(人)	通勤率(%)	人数(人)	通学率(%)	人数(人)	通勤率(%)	人数(人)	通学率(%)
積丹町	13	0.1	21.0	1	13	0.1	23	1.5
古平町	35	0.3	42.0	2	31	0.3	30	1.9
仁木町	79	0.8	49.0	2.4	78	0.7	50	3.2
余市町	813	7.8	290.0	14.1	759	7.1	278	17.8
赤井川村	12	0.1	16.0	0.8	22	0.2	10	0.6
その他	9,490	90.9	1636.0	79.7	9,822	91.6	1,168	74.9
合 計	10,442	100	2054.0	100	10,725	100.0	1,559	100.0

(資料：国勢調査（総務省）（小樽市公表結果）)

(3) 小樽市夜間急病センターの利用状況

自治体名	平成 26 年度		平成 30 年度		令和 5 年度	
	利用者数(人)	構成比(%)	利用者数(人)	構成比(%)	利用者数(人)	構成比(%)
小樽市	6,531	88.3	5,434	87.1	4,104	85.4
積丹町	14	0.2	12	0.2	5	0.1
古平町	25	0.3	27	0.4	15	0.3
仁木町	28	0.4	21	0.3	19	0.4
余市町	150	2	118	1.9	97	2.0
赤井川村	16	0.2	19	0.3	25	0.5
その他	636	8.6	611	9.8	539	11.2
合 計	7,400	100	6,242	100	4,804	100

(資料：小樽市保健所調べ)

(4) 小樽市の主な病院の利用状況

病院名(病床数、診療科数)		種別	地域別	平成26年度		平成30年度		令和5年度	
				患者数(人)	構成比(%)	患者数(人)	構成比(%)	患者数(人)	構成比(%)
小樽市立病院	病床数 388床 診療科数 28科	入院	小樽市内	85,155	80.2	86,981	74.0	85,535	75.8
			近隣町村	11,386	10.7	15,973	13.6	13,002	11.5
			その他	9,638	9.1	14,598	12.4	14,174	12.5
		外来	小樽市内	150,660	84.2	180,469	82.7	162,553	83.7
			近隣町村	19,684	11	23,877	11.0	20,885	10.7
			その他	8,529	4.8	13,808	6.3	10,766	5.5
北海道社会事業協会小樽病院	病床数 240床 診療科数 16科	入院	小樽市内	50,136	78.6	56,922	77.4	35,582	80.1
			近隣町村	7,191	11.3	12,273	16.7	5,586	12.5
			その他	6,439	10.1	4,374	5.9	3,229	7.2
		外来	小樽市内	78,168	85.6	71,669	85.5	57,779	84.7
			近隣町村	7,915	8.7	8,334	9.9	5,571	8.1
			その他	5,205	5.7	3,840	4.6	4,836	7
北海道済生会小樽病院	病床数 378床 診療科数 16科	入院	小樽市内	66,413	86.9	66,861	87.6	59,958	83.9
			近隣町村	5,618	7.4	5,575	7.3	7,156	10
			その他	4,380	5.7	3,874	5.1	4,315	6
		外来	小樽市内	104,146	90	97,176	87.8	83,733	86.5
			近隣町村	8,600	7.4	10,453	9.5	9,270	9.5
			その他	3,036	2.6	3,033	2.7	3,775	3.9
小樽掖済会病院	病床数 138床 診療科数 10科	入院	小樽市内	(合計)		29,075	80.4	22,596	78
			近隣町村	38,453	—	4,106	11.3	3,502	12
			その他			2,999	8.3	2,845	9.8
		外来	小樽市内	(合計)		36,477	86.5	21,082	80.9
			近隣町村	45,374	—	3,535	8.4	3,166	12.1
			その他			2,147	5.1	1,804	6.9

(資料：各病院からの資料)

3 人口等の推移

(1) 人口の推移

当圏域を構成している市町村の人口推移を見ると、全市町村が20年間で20%以上の減少になっています。また、平成26年4月から余市町が過疎地域自立促進特別措置法における「過疎地域」の対象となったことにより、全市町村が「過疎地域」となっています。

(単位：人)

自治体名	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	(R2-H12)/H12
						増減率(%)
小樽市	150,687	142,161	131,928	121,924	111,299	△ 26.14
積丹町	3,149	2,860	2,516	2,115	1,831	△ 41.85
古平町	4,318	4,021	3,611	3,188	2,745	△ 36.43
仁木町	4,111	3,967	3,800	3,498	3,180	△ 22.65
余市町	23,685	22,734	21,258	19,607	18,000	△ 24.00
赤井川村	1,512	1,310	1,262	1,121	1,165	△ 22.95
合計	187,462	177,053	164,375	151,453	138,220	△ 26.27

(資料：国勢調査(総務省))

(2) 高齢者単身世帯の推移

平成12年と令和2年の国勢調査の数値を比較すると、当圏域を構成している全市町村で大きく増加しています。このことから、高齢者が住み慣れた地域で生活を送るための福祉サービスの充実や、生きがいを持って健康に生活できる環境づくりが必要です。

(単位：人)

自治体名	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	(R2-H12)/H12
						増減率(%)
小樽市	7,067	8,288	9,174	10,585	11,095	57.0
積丹町	191	245	273	246	221	15.7
古平町	228	277	286	322	299	31.1
仁木町	164	191	189	235	237	44.5
余市町	942	1,143	1,279	1,499	1,647	74.8
赤井川村	44	50	70	77	79	79.5
合計	8,636	10,194	11,271	12,964	13,578	57.2

(資料：国勢調査(総務省))

(3) 3区分人口の推移

平成12年と令和2年の国勢調査の数値を比較すると、年少人口（0～14歳）は、全市町村で減少しています。

生産年齢人口（15歳～64歳）についても、全市町村で減少しています。

老年人口（65歳以上）については、積丹町、古平町以外の市町村が増加傾向にあります。

(単位：人)

自治体名	区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	R2構成比率 (%)	(R2-H12)/H12 増減率(%)
小樽市	年少	17,398	15,082	13,105	11,171	9,169	8.2	△ 47.3
	生産	98,035	88,088	77,215	65,317	55,643	50.0	△ 43.2
	老年	35,253	38,984	41,607	45,240	45,426	40.8	28.9
	計	150,687	142,161	131,928	121,924	111,299	100.0	△ 26.1
積丹町	年少	323	275	218	191	148	8.1	△ 54.2
	生産	1,765	1,516	1,285	996	823	44.9	△ 53.4
	老年	1,061	1,069	1,013	926	859	46.9	△ 19.0
	計	3,149	2,860	2,516	2,115	1,831	100.0	△ 41.9
古平町	年少	439	355	279	253	207	7.5	△ 52.8
	生産	2,682	2,352	2,002	1,641	1,297	47.2	△ 51.6
	老年	1,197	1,314	1,330	1,294	1,154	42.0	△ 3.6
	計	4,318	4,021	3,611	3,188	2,745	100.0	△ 36.4
仁木町	年少	513	459	396	351	344	10.8	△ 32.9
	生産	2,445	2,289	2,141	1,847	1,554	48.9	△ 36.4
	老年	1,153	1,219	1,263	1,300	1,282	40.3	11.2
	計	4,111	3,967	3,800	3,498	3,180	100.0	△ 22.6
余市町	年少	3,052	2,722	2,371	1,995	1,667	9.3	△ 45.4
	生産	14,973	13,617	12,215	10,452	9,020	50.1	△ 39.8
	老年	5,660	6,394	6,672	7,130	7,260	40.3	28.3
	計	23,685	22,734	21,258	19,607	18,000	100.0	△ 24.0
赤井川村	年少	184	159	170	139	131	11.2	△ 28.8
	生産	1,017	815	746	618	673	57.8	△ 33.8
	老年	311	336	346	364	361	31.0	16.1
	計	1,512	1,310	1,262	1,121	1,165	100.0	△ 22.9
合 計	年少	21,909	19,052	16,539	14,100	11,666	8.4	△ 46.8
	生産	120,917	108,677	95,604	80,871	69,010	49.9	△ 42.9
	老年	44,635	49,316	52,231	56,254	56,342	40.8	26.2
	計	187,462	177,053	164,375	151,453	138,220	100.0	△ 26.3

※不明者等により区分の合計と計人口が一致しないことがあります。

(資料：国勢調査（総務省）)

(4) 人口動態の推移

圏域内の人口は、近年2千人を超えるペースで毎年減少を続けています。
しかしながら、赤井川村では外国人の流入により社会増となっています。

(単位：人)

自治体名	区分	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度
小樽市	自然	△ 1,049	△ 1,281	△ 1,426	△ 1,768
	社会	△ 1,144	△ 929	△ 993	△ 273
	計	△ 2,193	△ 2,210	△ 2,419	△ 2,041
積丹町	自然	△ 37	△ 41	△ 34	△ 59
	社会	△ 52	△ 24	△ 44	5
	計	△ 89	△ 65	△ 78	△ 54
古平町	自然	△ 36	△ 45	△ 63	△ 54
	社会	△ 40	△ 35	△ 30	△ 10
	計	△ 76	△ 80	△ 93	△ 64
仁木町	自然	△ 44	△ 52	△ 50	△ 52
	社会	2	△ 20	△ 15	△ 36
	計	△ 42	△ 72	△ 65	△ 88
余市町	自然	△ 140	△ 169	△ 220	△ 305
	社会	△ 138	△ 155	△ 124	△ 34
	計	△ 278	△ 324	△ 344	△ 339
赤井川村	自然	△ 1	△ 7	△ 4	△ 9
	社会	△ 24	△ 24	4	256
	計	△ 25	△ 31	0	247
合計	自然	△ 1,307	△ 1,595	△ 1,797	△ 2,247
	社会	△ 1,396	△ 1,187	△ 1,202	△ 92
	計	△ 2,703	△ 2,782	△ 2,999	△ 2,339

(資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）)

4 産業等の推移

(1) 産業別就業者数

就業者数から見て、仁木町以外の市町村は第3次産業の就業者数が多くなっています。
(単位：人、%)

自治体名	区分	平成22年	H22構成	平成27年	H27構成	令和2年	R2構成	R2-H27	R2-H27
			比率		比率		比率	比率	増減
小樽市	1次	761	1.4	710	1.4	619	1.4	△ 91	0.0
	2次	9,695	17.8	8,909	17.3	7,572	16.9	△ 1,337	△ 0.4
	3次	42,909	78.7	39,508	77	35,719	79.8	△ 3,789	2.8
	ほか	1,145	2.1	2,190	4.3	875	2.0	△ 1,315	△ 2.3
	計	54,510	100	51,317	100	44,785	100.0	△ 6,532	
積丹町	1次	324	26.9	303	29	264	28.1	△ 39	△ 0.9
	2次	213	17.7	141	13.5	115	12.2	△ 26	△ 1.3
	3次	669	55.5	566	54.3	535	56.9	△ 31	2.6
	ほか	0	0	33	3.2	27	2.9	△ 6	△ 0.3
	計	1,206	100	1,043	100	941	100.0	△ 102	
古平町	1次	264	15.3	224	14.2	192	14.5	△ 32	0.3
	2次	626	36.4	467	29.7	355	26.9	△ 112	△ 2.8
	3次	826	48	882	56	766	58.0	△ 116	2.0
	ほか	5	0.3	1	0.1	7	0.5	6	0.4
	計	1,721	100	1,574	100	1,320	100.0	△ 254	
仁木町	1次	865	46.8	949	50.7	801	47.8	△ 148	△ 2.9
	2次	148	8	128	6.8	132	7.9	4	1.1
	3次	827	44.8	779	41.6	722	43.1	△ 57	1.5
	ほか	7	0.4	17	0.9	20	1.2	3	0.3
	計	1,847	100	1,873	100	1,675	100.0	△ 198	
余市町	1次	1,489	16.3	1,488	16.6	1,401	17.2	△ 87	0.6
	2次	1,614	17.7	1,491	16.7	1,208	14.8	△ 283	△ 1.9
	3次	6,013	65.9	5,932	66.4	5,480	67.4	△ 452	1.0
	ほか	10	0.1	27	0.3	47	0.6	20	0.3
	計	9,126	100	8,938	100	8,136	100.0	△ 802	
赤井川村	1次	232	33	225	35	205	29.1	△ 20	△ 5.9
	2次	95	13.5	71	11.1	109	15.5	38	4.4
	3次	372	53	346	53.9	390	55.3	44	1.4
	ほか	3	0.4	0	0	1	0.1	1	0.1
	計	702	100	642	100	705	100.0	63	
合計	1次	3,935	5.7	3,899	6	3,482	6.0	△ 417	0.0
	2次	12,391	17.9	11,207	17.1	9,491	16.5	△ 1,716	△ 0.6
	3次	51,616	74.7	48,013	73.4	43,612	75.8	△ 4,401	2.4
	ほか	1,170	1.7	2,268	3.5	977	1.7	△ 1,291	△ 1.8
	計	69,112	100	65,387	100	57,562	100.0	△ 7,825	

(資料：国勢調査(総務省)。区分中「ほか」は「分類不能の産業」)

(2) 事業所数（民営）の推移

平成21年と令和3年の調査結果を比較すると、全ての市町村で減少しています。雇用の場の縮小は、人口減少の要因の一つになっています。

自治体名	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年	(R3-H21)/H21 増減率(%)
小樽市	6,597	5,940	5,938	5,677	5,063	△ 23.3
積丹町	160	123	133	122	128	△ 20.0
古平町	198	191	168	169	153	△ 22.7
仁木町	179	140	175	148	161	△ 10.1
余市町	1,038	934	944	912	826	△ 20.4
赤井川村	65	61	55	58	56	△ 13.8
合計	8,237	7,389	7,413	7,086	6,387	△ 22.5

(資料：経済センサス（総務省）（平成21年・26年は基礎調査、平成24年・28年・令和3年は活動調査）)

(3) 商店数（卸・小売）の推移

平成24年と令和3年の調査結果を比較すると、どの市町村でも大きく減少しています。この要因としては、景気が低迷する中、後継者不足などから、移転・廃業を余儀なくされたことが考えられます。

自治体名	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年	(R3-24)/H24
					増減率(%)
小樽市	1,318	1,347	1,382	1,199	△ 9.0
積丹町	43	31	33	32	△ 25.6
古平町	44	44	40	29	△ 34.1
仁木町	27	45	30	25	△ 7.4
余市町	201	197	207	185	△ 8.0
赤井川村	11	7	9	7	△ 36.4
合計	1,644	1,671	1,701	1,477	△ 10.2

(資料：平成24年・28年・令和3年経済センサス-活動調査（総務省）)

(4) 販売額（卸・小売）の推移

平成24年と令和3年を比較すると、積丹町、古平町、赤井川村が大きく減少しています。しかし、仁木町、余市町及び小樽市では、増加しています。

(単位：百万円)

自治体名	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年	(R3-24)/H24
					増減率(%)
小樽市	214,483	261,517	260,260	251,499	17.3
積丹町	2,631	2,865	1,924	2,170	△ 17.5
古平町	1,515	1,838	1,482	819	△ 45.9
仁木町	1,685	2,523	2,159	2,003	18.9
余市町	27,612	29,659	32,042	29,993	8.6
赤井川村	638	439	523	427	△ 33.1
合計	248,564	298,841	298,390	286,911	15.4

(資料：平成24年・28年・令和3年は経済センサス-活動調査（総務省）)

(5) 農家数等の推移

農家数及び耕地面積は減少しています（古平町の数値は公表されていません。）。

主な要因として、後継者不足があります。当圏域において、農業は基幹産業であることから、農産物の付加価値化やブランド化を進め、後継者不足の解消を図る必要があります。

(単位：戸、人、ha)

自治体名	平成22年			平成27年			令和3年			(R3-22)/H22 増減率(%)		
	販売農家数	販売農家世帯員数	販売農家経営耕地面積	販売農家数	販売農家世帯員数	販売農家経営耕地面積	販売農家数	販売農家世帯員数	販売農家経営耕地面積	販売農家数	販売農家世帯員数	販売農家経営耕地面積
小樽市	140	391	162	95	246	120	57.0	219	53	△ 59.3	△ 44.0	△ 67.3
積丹町	51	136	561	32	91	591	23.0	103	266	△ 54.9	△ 24.3	△ 52.6
古平町	22	X	X	14	X	X	12.0	74	33	△ 45.5	-	-
仁木町	361	1,173	1,256	313	931	1,084	304.0	1875	1,029	△ 15.8	59.8	△ 18.1
余市町	404	1,311	992	354	1,110	894	361.0	1,782	1032	△ 10.6	35.9	4.0
赤井川村	111	300	657	98	260	615	88.0	364	539	△ 20.7	21.3	△ 18.0
合計	1,089	3,311	3,628	906	2,638	3,304	845.0	4,417	2,952	△ 22.4	33.4	△ 18.6

(資料：農林業センサス（農林水産省）)

(6) 漁獲高 (数量ベース)

当圏域の水産業は近年増加傾向にあります。

(単位：t)

自治体名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	(R4-30)/H30
						増減率(%)
小樽市	13,295	13,578	20,351	20,915	21,377	60.79
積丹町	2,548	3,258	2,166	2,030	1,891	△ 25.78
古平町	3,434	3,939	3,729	3,062	3,701	7.78
仁木町	—	—	—	—	—	—
余市町	2,555	3,114	3,370	2,819	3,122	22.19
赤井川村	—	—	—	—	—	—
合計	21,832	23,889	29,616	28,826	30,091	37.83

(資料：北海道水産現勢 (北海道))

(7) 漁獲高 (金額ベース)

漁獲金額は増加傾向にあります。

(単位：千円)

自治体名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	(R4-
						H30)/H30 増減率(%)
小樽市	3,117,086	2,844,632	2,493,043	2,567,019	3,300,734	5.9
積丹町	1,302,227	1,413,467	973,984	1,092,191	1,050,795	△ 19.3
古平町	1,472,979	1,191,797	1,212,144	1,081,866	1,471,290	△ 0.1
仁木町	—	—	—	—	—	—
余市町	1,343,616	1,460,648	1,506,689	1,542,168	1,857,819	38.3
赤井川村	—	—	—	—	—	—
合計	7,235,908	6,910,544	6,185,860	6,283,244	7,680,638	6.1

(資料：北海道水産現勢 (北海道))

(8) 観光入込客数等の推移

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、全国的に観光客数は回復傾向にあります。また、円安の影響から外国人観光客数は一部地域で増加傾向にあります。

① 観光入込客数

(単位：千人)

自治体名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(R5-R1)/R1
						増減率(%)
小樽市	6,991.80	2,595.40	2,659.00	4,065.00	7,612.10	8.9
積丹町	1226.7	782.3	723.6	774.4	1037.8	△ 15.4
古平町	87.1	69.9	66.9	234.5	242.3	178.2
仁木町	231.6	211.1	174.8	240.74	265.9	14.8
余市町	1,135.00	385.80	331.10	761.30	981.50	△ 13.5
赤井川村	1053.0	572.9	572.1	731.0	942.7	△ 10.5
合計	10,725.20	4,617.40	4,527.50	6,806.94	11,082.30	3.3

(資料：北海道観光入込客数調査報告書(北海道))

② 外国人宿泊者数

(単位：人)

自治体名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(R5-R1)/R1
						増減率(%)
小樽市	200,830	858	1,225	69,237	213,241	6.2
積丹町	201	5	0	14	468	132.8
古平町	0	0	0	0	0	-
仁木町	14	0	0	0	4	△ 71.4
余市町	666	0	22	214	832	24.9
赤井川村	74,781	225	575	0	0	△ 100.0
合計	276,492	1,088	1,822	69,465	214,545	△ 22.4

(資料：北海道観光入込客数調査報告書(北海道))

5 地域医療の概況

(1) 圏域内の病院・診療所数

圏域内における病院数は、中心市である小樽市の16施設に対し、周辺町村は、余市町の2施設のみとなっています。その他の町村では、積丹町、赤井川村の診療所は無床診療所であり、入院は、他市町を利用せざるを得ない状況です。

		小樽市	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	合計
令和5年	病院数	16	—	—	—	2	—	18
	診療所数	79	2	1	2	17	1.0	102

(資料：令和6年10月1日現在 道内医療機関名簿（北海道）)

(2) 圏域内の市立・公的病院、診療所の概要

小樽市は市立病院と公的病院があることから、多様な診療科の機能を維持しているものの、余市町以外の町村においては、主に内科、外科が中心です。

■ 圏域内の市立・公的病院と、小樽市、余市町以外の診療所の設置状況

区分	病院・診療所名	診療科目
市立・公的病院	小樽市立病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、精神科、心臓血管外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、リウマチ科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、腫瘍内科
	北海道済生会小樽病院	内科、外科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、循環器内科、消化器内科、消化器外科、人工透析内科、脳神経内科、精神科、腫瘍精神科、緩和ケア内科、小児科、麻酔科
	北海道社会事業協会小樽病院	内科、外科、呼吸器外科、整形外科、小児科、産婦人科、放射線科、呼吸器内科、消化器内科、循環器科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、肛門外科、消化器外科、乳腺外科
	小樽掖済会病院	内科、消化器内科、胃腸内科、肝臓内科、外科、消化器外科、肛門外科、乳腺外科、整形外科、麻酔科
	北海道社会事業協会余市病院	内科、呼吸器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科
小樽市と余市町以外の診療所	積丹町立国民健康保険診療所	内科、呼吸器科、循環器科、小児科、外科
	古平町立診療所 海のまちクリニック	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科
	森内科胃腸科医院（仁木町）	内科、胃腸科
	赤井川診療所	内科、小児科、外科、整形外科

(資料：令和6年10月1日現在 道内医療機関名簿（北海道）)

(3) 救急医療体制

当圏域内の救急医療体制は、初期救急医療は、小樽市夜間急病センターと、小樽市医師会及び余市医師会の在宅当番医制が、第2次救急医療は、小樽市の6病院と余市町の1病院が、圏域内の救急医療を担っています。

また、救急医療機関がない地域においては、交通手段の確保や救急搬送時間の短縮のための道路等の整備が大きな課題となります。

■ 圏域内の救急医療機関

地 域	初期救急医療機関	第2次救急医療機関
北後志地域	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽市夜間急病センター (内科・小児科、外科) ・在宅当番医制 小樽市医師会 余市医師会 	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽市立病院（平成26年12月1日に市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターを統合） ・北海道社会事業協会小樽病院 ・北海道済生会小樽病院 ・札幌病院 ・小樽掖済会病院 ・小樽中央病院 ・北海道社会事業協会余市病院

(4) 小児救急・周産期医療体制

小児救急医療体制においては、第二次医療圏である後志地域においても、北海道社会事業協会小樽病院（以下「小樽協会病院」という。）のみであり、当圏域である北後志地域のみならず、重要な役割を担っています。

周産期医療は、妊娠後期から新生児早期までの時期の母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守る医療であり、第二次医療圏である後志地域における病院は、2医療機関あり、当圏域では、小樽協会病院のみとなっています。

特に近年は、少子高齢化が進展する中、地域において、安心して子どもを産むことができる環境整備と、高齢出産などによるハイリスク妊娠・分娩に対応した受入れ体制の整備が求められていることから、産科医と小児科医が協力・連携した医療体制が整備されている医療機関への支援が必要となっています。

■ 圏域内の小児救急・周産期医療

地 域	病 院
北後志地域	北海道社会事業協会小樽病院 第二次医療圏である後志圏域で唯一の小児救急医療支援事業実施病院及び地域周産期母子医療センター

(5) 圏域内の産科医療機関

地 域	病院
北後志地域	北海道社会事業協会小樽病院

北しりべし定住自立圏形成の経過及び政策分野ごとの取組状況

1 北しりべし定住自立圏形成の主な経過

<平成 21 年度>

- 9月15日 小樽市が中心市宣言
3月 構成市町村において、定住自立圏形成協定の締結について、議会で議決
<各市町村の議決月日>
小樽市(3月19日) 積丹町(3月12日) 古平町(3月11日)
仁木町(3月19日) 余市町(3月12日) 赤井川村(3月9日)

<平成 22 年度>

- 4月1日 小樽市長が関係5町村長と1対1で形成協定を締結
7月5日 第1回北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
7月21日 共生ビジョン懇談会各分野別ワーキンググループ(WG)を開催
~10月13日 <各WGの開催月日>(延べ11回)
産業・観光・地産地消WG(7月21日, 8月17日, 9月2日)
人材・教育・情報・交流WG(7月22日, 8月18日, 9月7日)
医療・福祉・地域公共交通WG(8月5日, 8月25日)
提言書起草WG(9月24日, 10月1日, 10月13日)
10月29日 第2回北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
11月28日 北しりべし定住自立圏関係市町村長会議を開催
11月29日 北しりべし定住自立圏共生ビジョンを策定・公表

<平成 27 年度>

- 4月1日 第2次共生ビジョン策定

<令和 2 年度>

- 4月1日 第3次共生ビジョン策定

<令和 7 年度>

- 4月1日 第4次共生ビジョン策定

2 政策分野ごとの取組状況

I 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療 ～ 医療機関の機能分化及びネットワーク化 ～

1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。

① 初期救急医療体制の維持・確保事業

【事業内容】

小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制（夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応）に対して、必要な支援を行う。

【主な実績】

a) 夜間急病センター管理代行業務（小樽市）

夜間急病患者の救急診療を円滑に行うため、小樽市夜間急病センターの管理運営を小樽市医師会へ委託。

- ・診療科目：内科・小児科、外科
- ・診療時間：18時（土曜日（祝日を除く。）は、14時）から翌朝7時（日曜日・祝日は、9時）まで

受診患者数及び応需日数

（単位：人、日）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診患者数	内科	3,504	2,012	2,149	2,343	2,541
	小児科	974	320	380	458	553
	外科	2,102	1,492	1,507	1,575	1,710
	合計	6,580	3,824	4,036	4,376	4,804
応需日数		366	365	365	365	366

市町村別受診患者数（令和5年度）

（単位：人）

小樽市	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	その他	合計
4,104	5	15	19	97	25	539	4,804

b) 在宅当番医制事業委託（小樽市）

休日における初期救急医療体制の確保のための在宅当番医制の運営を小樽市医師会へ委託。平成31年4月から、土曜午後の在宅当番医制は廃止した。代替として夜間急病センターが14時から開設。

参加医療機関数及び参加医療機関応需日数

参加医療機関数(延べ)	区分	診療科目	診療時間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	土曜	内科（1か所）	外科（1か所）	12:30～18:00	H31.4 廃止			
休日								
		外科（1か所）	9:00～翌9:00					
		産科（1か所）	9:00～12:00					
眼科（1か所）		9:00～12:00						
参加医療機関応需日数（延べ）				211	185	186	173	152

c) 第二次救急医療事業委託（病院群輪番制運営事業負担金）（全市町村）

後志圏内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療の受入体制の整備に要する経費を負担。

後志圏域第二次救急医療応需状況（応需日数は延べ）

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		病院数	応需日数	病院数	応需日数	病院数	応需日数	病院数	応需日数	病院数	応需日数
内科	後志全域	8	2,161	8	2,137	8	2,188	8	2,223	8	2,211
	北後志	6	1,430	6	1,407	6	1,458	6	1,493	6	1,479
循環器科	後志全域	4	1,298	4	1,196	4	1,310	4	1,292	4	1,299
	北後志	3	933	3	831	3	945	3	927	4	1,299
外科・整形外科	後志全域	8	3,730	8	3,649	8	3,414	8	3,388	8	3,351
	北後志	6	2,633	6	2,554	6	2,319	6	2,293	6	2,253
心臓血管外科	後志全域	2	730	2	675	2	729	2	721	2	730
	北後志	2	730	2	675	2	729	2	721	2	730
脳外科	後志全域	1	365	1	309	1	365	1	363	2	732
	北後志	1	365	1	309	1	365	1	363	2	732
小児科	後志全域	4	1,463	4	1,432	4	1,460	4	1,460	4	1,463
	北後志	2	732	2	702	2	730	2	730	2	731
産婦人科	後志全域	2	367	2	365	2	365	2	365	1	366
	北後志	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0
眼科	後志全域	2	720	2	676	2	730	2	729	1	32
	北後志	1	355	1	311	1	365	1	364	1	32
耳鼻科	後志全域	2	367	2	365	2	365	2	365	1	366
	北後志	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0
泌尿器科	後志全域	3	1,047	3	1,016	3	1,070	3	1,058	3	1,051
	北後志	2	681	2	651	2	705	2	693	2	685
麻酔科	後志全域	1	365	1	311	1	365	1	364	1	363
	北後志	1	365	1	311	1	365	1	364	1	363
呼吸器科	後志全域	2	228	2	219	2	233	2	203	2	145
	北後志	2	228	2	219	2	233	2	203	2	145
神経内科	後志全域	2	727	2	670	2	729	2	718	2	729
	北後志	2	727	2	670	2	729	2	718	2	729
合計（延べ）	後志全域	41	13,568	41	13,020	41	13,323	41	13,249	39	12,838
	北後志	30	9,181	30	8,640	30	8,943	30	8,869	30	9,178

※表中、上段は全参加病院における応需日数、下段は北後志圏域の参加病院（小樽・余市）における応需日数（上段の内数）

※病院数…10〔小樽市：7、余市町：1、倶知安町：1、岩内町：1〕

2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。

② 小児救急及び周産期医療体制支援事業

【事業内容】

小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに圏域内の利用実態の調査を行う。

また、圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行う。

【主な実績】

a) 小児救急医療支援事業（小樽市）

第一次救急医療施設で処置できない小児救急患者に対する医療を確保するため、圏域内で唯一対応が可能な北海道社会事業協会小樽病院に経費の一部を助成。

北海道社会事業協会小樽病院の小児救急の受診患者数及び応需日数（単位：人、日）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診患者数	入院	132	55	56	61	40
	外来	313	42	54	85	129
	合計	445	97	110	146	169
応需日数		366	365	365	365	366

b) 周産期医療支援事業（全市町村）

圏域内の周産期医療を維持・確保するため、唯一産科・小児科の病床を併せ持ち、地域周産期母子医療センターとして位置付けられている北海道社会事業協会小樽病院に経費の一部を助成。

北海道社会事業協会小樽病院における分娩数等

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
分娩数	小樽市	57	64	83	72	85
	積丹町	2	1	0	0	1
	古平町	2	1	1	1	0
	仁木町	1	4	1	1	4
	余市町	12	10	11	5	12
	赤井川村	1	0	0	0	0
	6市町村合計	75	80	96	79	102
産科利用病床数		5	5	5	5	5
小児科（新生児）利用病床数		4	4	4	4	4

3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。

③ 地域医療連携推進事業

【事業内容】

圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努める。

また、圏域内において、二次医療までおおむね完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行う。

【主な実績】

a) 古平診療所運営事業（古平町）

平成28年度から町立化した古平診療所の管理・運営

受診患者数

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来	5,911	5,786	5,732	6,507	6,591
入院	0	0	0	0	0
合計	5,911	5,786	5,732	6,507	6,591

b) 余市協会病院医療研究補助（余市町）

社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の医療研究活動費、機器購入等に対する補助。

(単位：人、千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研究のための学会・講習会出席(人)	286	84	67	152	141
診療に要する機器等の購入	6,529	23,812	47,678	24,743	57,685

c) 赤井川診療所運営事業（赤井川村）

村内唯一の診療所である赤井川診療所の管理・運営費。

受診患者数(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来	1,625	1,397	1,431	1,346	1,110

d) クリニカルパスによる医療連携事業（小樽市）

小樽市立病院や公的病院で地域連携クリニカルパスを導入し、科学的根拠に基づいた処置や治療により、医療の標準化を図り、各医療機関で共有し、連携を推進することとしている。

〔これまでの取組〕

「後志保健医療福祉圏域連携推進会議（北海道後志総合振興局主催）」に参加するとともに、小樽市内の医療機関を対象としたクリニカルパスに関する研修会を開催し、パスの普及に努めているが、圏域における医療機関との共有化など、ネットワーク化には至っていない。

e) 地域医療連携センター機能充実事業（小樽市）

小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能充実を図ることとしている。

〔これまでの取組〕

「小樽市立病院改革プラン『再編・ネットワーク化協議会』」において、小樽市立病院を中心に公的病院や民間の各医療機関が連携していくことが確認されたことを契機に、圏域内の医療機関相互の意見交換の場を確保しているほか、地域医療支援病院として、医療従事者の資質向上に向けた各種講演会や研修会を随時開催している。

f) 積丹町立国民健康保険診療所運営事業（積丹町）

（令和4年度から新規）

区分	令和4年度	令和5年度
外来	3,919	5,272

(2) 産業振興

～ 地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 ～

- 1) 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。

④ 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業

【事業内容】

農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ必要な支援を行う。

産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図る。

圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図る。

【主な実績】

a) 水産物ブランド化推進事業費（小樽市）

「小樽水産加工品ブランド推進委員会」が行う水産加工グランプリや水産加工品の販路・消費拡大等の取組、「小樽のおさかな普及推進委員会」が行う水産物の情報発信、魚食普及活動の取組に対する補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水産加工グランプリ開催数 ※隔年開催	—	—	1回	—	
Web閲覧数	48,413	53,250	45,446	102,510	87,117

b) 安全で安心な農産物生産支援事業（積丹町）

家畜ふん尿を利用した土づくり事業や牛乳の品質向上対策事業を実施する農業者への支援。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
繁殖牛更新数	133	113	102	87	33
酪農畜産生産額（千円）	113,633	96,993	89,355	61,532	47,591
農業生産額（千円）	132,827	158,840	158,350	154,344	138,644

c) 安全で安心な水産物生産支援事業（積丹町）

資源の維持・増大のためのウニ種苗、ニシン稚魚放流や浅海資源を守るための監視活動を行う漁業者への支援。

エゾバフンウニ

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
種苗放流数（千粒）	170	170	170	170	170

ヒラメ

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
種苗放流数（千尾）	82	110	49	35	62

ニシン

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
種苗放流数（千尾）	98	61.5	98	98	98

d) 安全で安心な水産物生産支援事業（古平町）

「つくり育てる漁業」の取組を支援するため、ウニ種苗を放流する事業へ助成。

エゾバフンウニ

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
種苗放流数（千粒）	150	150	75	100	165
水揚げ量（kg）	1,383.2	1,196.3	743.1	452.1	479.4
水揚げ金額（千円）	33,718	30,709	31,921	24,635	32,288

d-2) 東しゃこたん漁協冷凍冷蔵施設建設事業補助（古平町）（令和2年度から新規）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設事業補助（千円）	88,147	—	—	—

e) 新規就農者施設園芸ハウス導入事業（仁木町）

高品質な農作物の生産及びブランド化と安定的な供給を図るために新規就農者にハウスの導入を補助する。（令和元年度から新規）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数	戸数	2	6	6	5
	棟数	5	20	22	9

f) 農業振興補助（仁木町）

ブドウの新品種導入及びブランド産地確立のための補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
苗木購入補助戸数	—	—	—	—	—
PRイベント実施回数	1	0	0	0	0

g) 新規就農者果樹ハウス導入事業（仁木町）（令和3年度から新規）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1名	0	1
更新棟数	10棟	0	1

h) 果樹奨励新品種植栽事業補助（余市町）

消費者ニーズに対応した高品質果樹の生産、安定供給を基本とした生産体制・多様な販売形態の構築のため、余市町果樹産地構造改革計画に基づく奨励品種へ植栽を更新する生産出荷組合に対する助成。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出荷数量 (t)	桜桃	147	109	127	104	88
	りんご	881	907	765	736	715
	プルーン	251	247	227	271	121
	梨	149	120	98	99	73
補助戸数		44	50	50	50	43

i) 浅海増殖事業補助（余市町）

沿岸漁業を保護するために行う種苗移植放流事業に対する補助。

放流数

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾアワビ種苗（千個）	40	40	40	40	0
エゾバフンウニ種苗（千個）	450	450	450	450	450
キタムラサキウニ種苗（千個）	80	80	80	80	80
ニシン稚魚（千尾）	146	146	146	146	146

漁獲高

（単位：kg）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アワビ	3,915	3,553	5,180	5,706	5,293
ウニ	197,513	183,702	215,233	248,191	248,453
ニシン	14,810	33,455	66,422	69,116	78,622

j) 淡水増殖事業補助（余市町）

鮎稚魚放流事業に対する補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鮎稚魚放流数（kg）	150	150	150	150	150
受入れ遊漁料（千円）	27	80	57	79	71

k) 農業振興事業（赤井川村）

農業振興事業として、新規就農者の負担軽減を図るハウス施設導入経費に対する補助、また、農作業省力化に資する交配用蜜蜂導入、土づくり対策、農業用廃プラスチック回収に対する補助、農業後継者への各種支援事業を実施。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助戸数	199	211	216	182	173

⑤ 地域ブランド販路拡大推進事業

【事業内容】

札幌圏を中心とした道内外での観光と物産フェアに参加することにより地元の安全・安心な農水産物や特産品の販路拡大と観光PRを図る。

小樽港と上海が定期コンテナ航路で結ばれていることから、上海を始めとする中国市場においてプロモーションを行うとともに、東アジア圏での新たな市場開拓に向けて調査・研究を行う。

【主な実績】

a) 小樽ブランド販路拡大推進事業（小樽市）

北海道内外での百貨店で開催される物産展への参加などにより地場産品をPR。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物産展への職員派遣（会場）	7	4	5	3	3
さっぽろオータムフェストへの出展企業数	0	0	0	0	0
さっぽろオータムフェストでの売上高（千円）	0	0	0	0	0
小樽物産展の主催件数	1	1	1	1	1
主催小樽物産展の出展企業数	40	34	36	42	38

b) 稼ぐ力向上実践事業（小樽市）

本市及び後志管内町村の食料品関係事業者が、商談会（関西、関東）への参加や、新たな販路等での販売、商品の磨上げ相談等を通じて人材育成を図り、当該事業者の稼ぐ力を向上させる。

（令和元年度から新規）（R3年度で終了。R4年度から小樽産品販路拡大強化支援事業）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
商談会参加件数	2	2	2	-
商談件数	733	424	532	-
商品磨き上げ相談件数	6	18	24	-

c) 海外販路拡大支援事業（小樽市）

海外への販路拡大を目的とした商談会・展示会等への参加費用を補助するほか、札幌市等との連携による海外商談会・展示会へ参加する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
展示会等出展支援件数	2	1	2	5	6
展示会等出展企業数（延べ）	4	4	4	7	9
補助金交付件数	4	令和2年度廃止	-	-	-

d) 展示会等出店支援事業補助（余市町）（令和3年度から新規）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	1	1	0

e) 新観光商品等開発支援事業補助（余市町）（令和3年度から新規）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	1	0	3

f) 小樽産品販路拡大強化支援事業（小樽市（産業港湾部商業労政課））

（令和4年度から新規）

区分	令和4年度	令和5年度
商談会参加件数	3	3
商談件数	678	285
新商品開発支援件数	4	1

～ 雇用支援及び起業の促進 ～

1) 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。

⑥ 若者の雇用支援及び起業促進事業

【事業内容】

圏域内の高等学校や企業と連携し、企業説明会やセミナーなどを行い、圏域内での若者の雇用に結び付ける。

新たに起業しようとする者に対し、起業に必要な支援を行い、事業の安定化に向けたサポートを行う。

【主な実績】

a) 労働者地元定着事業（小樽市）

新規学卒者の就職に当たり、小樽市内の企業等による企業説明会や企業見学会、就職ガイダンス等を行い、圏域内での雇用確保を図る。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業説明会参加企業等数	23	30	16	18	19
企業説明会参加生徒数	102	85	57	60	60

b) 若者就職マッチング支援事業（小樽市）

主に市内の高校・大学生を対象に、就職率向上及び地元定着を図るため、企業出前説明会など地元企業をよりよく知ってもらう事業を実施する。平成31年度からの新規事業。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業見学会実施回数	10	3	6	6	5
出前企業説明会実施回数	6	3	4	3	3
インターンシップ受入れ企業数	3	7	0	1	0
先輩との交流会実施回数	1	0	0	0	0
企業見学バスツアー実施回数	0	0	0	1	2

c) 空き店舗対策支援事業（小樽市）

小樽市内の商店街等の空き店舗に出店する事業者到店舗家賃の一部を助成し、空き店舗の解消と新たな雇用の創出を図る。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	1	2	1	3	5
空き店舗解消件数	1	2	1	3	5

d) 創業支援事業（小樽市）

市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費の一部を補助する（内外装工事補助・事務所家賃補助・利子補給・商店街店舗家賃補助（下線部は、平成31年度から））。（令和元年度から商業起業家定住促進事業を統合）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
創業支援対象者数	157	121	99	143	165
補助件数	10	15	6	10	16

e) 空き店舗等活用支援事業補助（余市町）（令和3年度から新規）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	11	9	5

(3) 広域観光 ～ 都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 ～

1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。

⑦ 広域観光推進事業

【事業内容】

圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、小樽市を起点とした新たな観光ルートを創出し、札幌圏やクルーズ客船の乗船客に対し、圏域の情報を発信し、圏域内の周遊性を高める取組を推進。

圏域内にある観光物産センターなどを訪れる観光客に対し、圏域内の情報がどこでも提供できるように連携を図る。

【主な実績】

a) 小樽港クルーズ推進事業（小樽市）

小樽港へのクルーズ客船の寄港促進を図るため、「小樽港クルーズ推進協議会」を設立し、小樽・北後志地域の情報発信やセミナー開催等を実施。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
誘致活動回数	18	3	7	13	15
歓迎行事等回数	29	0	0	6	19
寄港回数	29	0	0	6	22

b) 6市町村合同圏域PR事業（小樽市）

圏域内の交流人口を増加させ、域内経済の活性化を図るため、圏域6市町村が合同で、札幌圏の住民に圏域の特産品や観光スポットなどのPRを行う。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PRイベント開催数	1	0	0	2	2
物販売上高（円）	447,228	0	0	980,962	1,025,740

c) 広域観光事業（小樽市）

広域観光圏への新たな観光客の入り込みを図るため、後志観光連盟への加入を通じ、観光客のニーズに対応した宣伝活動や広域周遊ルートの整備等を推進する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
しりべしガイドマップ発行数	54,000	0	54,000	30,000	50,000
圏域6市町村観光入込客数（千人）	10,725.2	4,617.4	4,527.5	6787.1	11,082.3

d) 教育旅行ガイドブック作成費補助（小樽市）

教育旅行誘致のツールである「小樽・北後志教育旅行ガイドブック」の作成を行う小樽観光協会に対し補助する（概ね3年に一度改訂）。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修学旅行宿泊学校数	117	63	75	166	136

e) 酒や食をテーマとした観光情報発信事業（小樽市）

北海道や後志総合振興局が展開している「『パ酒ポート』事業」や「しりべし『酒と肴と旅』プロジェクト」と連携し、観光情報を発信する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連携事業数	2	0	2	1	1

f) ニセコ滞在外国人誘致推進事業（小樽市）

ニセコ地区で開催される長期滞在外国人向け観光PR事業へ参加を通じ、観光情報を発信する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PR事業参加回数	0	0	0	0	0

g) 小樽観光物産プラザ運営業務（小樽市）

観光と物産の情報発信拠点である観光物産プラザの運営業務を指定管理により委託。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
プラザ利用者数	463,465	152,168	209,112	439,448	535,270

h) 観光協会運営費補助（小樽市）

観光のまち小樽の観光客誘致促進のための小樽観光協会に対する運営費補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小樽市観光入込客数（千人）	6,991.8	2,595.4	2,659	4,065	7,612.1

i) 食を活かした観光地づくり推進支援事業（積丹町）

地元食材を利用して実施しているイベントへの支援。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イベント入込客数	22,000	— コロナで中止	— コロナで中止	— コロナで中止	— コロナで中止

j) 魅力ある観光地づくり推進支援事業（積丹町）

観光情報の発信などを行う積丹観光協会への支援。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積丹町観光入込客数（千人）	1,226.7	782.3	723.9	774.3	1,037.9

k) 観光団体育成事業観光協会補助（仁木町）

各種イベントの開催や広域観光、町外イベントでのPR活動等に取り組むため仁木町観光協会に対して補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
仁木町観光入込客数（千人）	239.1	210.1	211.1	240.7	—

l) 観光物産センター管理運営業務委託（余市町）

JR余市駅に隣接する観光物産センター「エルラプラザ」の管理運営委託。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入込客数	27,598	13,518	16,762	31,104	32,481

m) 道の駅維持管理委託（余市町）

道の駅「スペース・アップルよいち」の維持管理委託。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入込客数	197,716	166,813	164,047	256,865	272,099

n) 村観光振興事業補助（赤井川村）

村観光PR活動に要する経費に対する助成。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
赤井川村観光入込客数（千人）	1,052.9	572.9	576.6	731.7	942.7

2) 道内外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。

⑧ 観光客誘致対策事業

【事業内容】

小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することにより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図る。

今後、増加が見込まれる中国人観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図る。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化のほか、言葉の壁を意識することなく過ごせる体制づくりに取り組む。

【主な実績】

a) 観光客誘致対策（小樽市）

札幌圏への情報発信や物産展等、教育旅行キャンペーンを実施。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物産展での観光PR回数	4	1	1	1	1
教育旅行キャンペーン実施回数	0	0	4	6	5
修学旅行宿泊学校数	117	63	75	166	136
小樽市観光入込客数（千人）	6,991.8	2,595.4	2,659	4,065	7,612.1

b) 観光誘致促進事業費補助（小樽市）

小樽観光協会が実施する外国人観光客受入推進のための講演会や外国語講座の開催などの事業に対し補助する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会、講座等開催回数	2	0	1	2	7

c) 観光広告プロモーション事業費補助（小樽市）

道内外からの観光客誘致を図るため、新聞や雑誌などを活用した広告宣伝事業を実施する小樽観光協会に対し補助する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光入込客数(千人)	6,991.8	2,595.4	2,659	4,065	7,612.1
雑誌掲載件数	4	5	4	4	2

d) 観光ポスター等制作事業（小樽市）

新規観光ポスター及びポストカードの制作・印刷、発送等を行う。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ポスター制作枚数	6,000	0	0	0	0
ポストカード制作枚数	12,000	0	4,000	0	0
クリアファイル制作枚数	12,000	0	5,000	6,000	0
発送先件数	409	30	60	50	50

e) 観光マップ作成費補助（小樽市）

観光マップ（英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字）の外国語マップを含む）付きガイドブックの作成を行う小樽観光協会へ補助する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
マップ制作部数	1,250	0	500,000	650,000	1,000,000

f) 宣伝物製作等経費（小樽市）

各地での観光物産展、全国の旅行代理店等への販促ツールとしての提供など、観光PR活動で使用する観光宣伝物の作成及び送付を行う。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「小樽散策コース」制作部数	60,000	0	52,000	0	36,000

g) 外国人観光客誘致広域連携事業費補助（（小樽市）（令和元年度までは東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助）

東アジアをはじめとした外国人観光客の誘致キャンペーンなどを札幌市や運輸局などと連携して実施する小樽国際観光客誘致委員会に対し補助する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外国人宿泊客数	200,830	858	1,225	70,432	213,241
誘致活動等実施件数	5	3	3	3	3

h) 外国語通訳配置支援事業費補助（小樽市）

外国人観光客をはじめとする観光案内の需要に対応するため、堺町通りにおいて観光案内所を開設する小樽堺町通り商店街振興組合に対して運営費を補助する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光案内所利用者数	30,143	5,020	3,953	9,415	12,359

i) 移動式Wi-Fi環境整備事業（小樽市）

観光客の利便性向上を図るため、クルーズ客船の入港や市内で開催されるイベントにおいて、観光客等が無料で利用できる移動可能な公衆無線LANを整備する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Wi-Fi設置日数	28	0	0	0	0
Wi-Fi利用者数	13,234	0	0	0	0

j) 観光案内所運営費交付金（小樽市）

J R小樽駅及び浅草橋街園の観光案内所を運営するための経費を小樽観光協会へ交付する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光案内所利用者数	357,591	97,514	134,345	301,132	380,824

k) i センター開設業務委託（余市町）

観光案内所「余市iセンター」の運営委託。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
i センター利用者数	13,803	—	9,975	—	—

l) 観光案内所運営費交付金（小樽市）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光案内所利用者数	357,591	97,514	134,345	301,132	380,824

m) 堺町通り観光案内所支援事業費補助金（小樽市）

（令和3年度から新規）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光案内所利用者数	3,953	9,415	12,359

(4) 教育 ～ 生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 ～

1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。

⑨ 文化・スポーツ交流促進事業

【事業内容】

域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを活用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図る。

【主な実績】

a) 市民大学講座実行委員会補助（小樽市）

生涯学習の機会を広く市民に提供するため、各分野で活躍する著名人を講師として招き開催。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座開設数	5	0	0	5	4
講座受講者数	540	0	0	665	489
近隣町村からの受講者数（内数）	3	0	0	5	8

b) 北海道職業能力開発大学校公開市民講座開催事業（小樽市）

北海道職業能力開発大学校との共催により、同校の有する技術・知識等を社会に還元し、生涯学習を促進する講座を開催。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座開催数	1	0	0	1	1
講座受講者数	38	0	0	29	83

c) はつらつ講座事業（小樽市）

生涯学習の推進の一環として、趣味や教養に関する各種講座を小樽市生涯学習プラザで開催する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数	38	32	33	44	43
受講者数	715	318	387	602	751

d) 生活講座等開催経費（小樽市）

市内に在住又は通勤する市民等を対象に、職業生活、家庭生活、健康及び一般教養などについての講習、実習として、外部講師による生活講座等を小樽市勤労女性センターで開催する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数	14	0	3	12	15
受講者数	648	0	43	420	536

e) やんぐすくーる開催経費（小樽市）

市内に在住又は通勤・通学する、原則15歳～35歳の市民等を対象に、外部講師による各種教養講座等を小樽市勤労青少年ホームで開催する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数	10	7	7	8	10
受講者数	89	27	35	40	60

2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。

⑩ 文化財、史跡等保全・活用事業

【事業内容】

各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、講演会や現地学習会の実施などにより、地域資源としての利活用を推進する。

【主な実績】

a) 歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金（小樽市）

市内の歴史的建造物の保全を推進するため、景観条例に基づき登録している歴史的建造物のうち、民間が所有する建造物の外観に係る補修費の一部を助成する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	3	2	1	2	0

b) 歴史的建造物等保全対策費（小樽市）

市民等に歴史的建造物の保全等に対する理解を深めるため、「歴史的建造物めぐり」などを開催するほか、損傷の著しい当該建造物等の説明板等の修繕を行う。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「歴史的建造物めぐり」開催数	1	0	0	1	1
「歴史的建造物めぐり」参加者数	40	0	0	30	40
説明板修繕件数	4	8	7	3	3

c) 文化財保護活用等経費（小樽市）

本市に所在する国・道・市指定の文化財及び埋蔵文化財等の維持整備、保護・保存・活用を行う。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化財審議会開催回数	1	2	2	1	1
旧手宮鉄道施設来場者数	101,490	47,287	46,152	102,728	96,989

d) 重要文化財旧日本郵船（株）小樽支店委託事業（小樽市）

本市に所在する国・道・市指定の文化財及び埋蔵文化財等の維持整備、保護・保存・活用を行う。平成30年11月から保存修理工事のため休館中。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設利用者数	0	0	0	0	0

e) 歴史的建築物・郷土資料等保存整理事業（積丹町）

歴史的建築物の調査保存や郷土の歴史的資料の分類整理と保存。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資料所蔵数	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783
資料見学者数	8	10	0	0	0

f) 文化財管理運営事業（余市町）

余市町にある文化財施設の管理及び運営。

文化財施設来場者数

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フゴッペ洞窟	12,587	5,978	5,104	10,106	11,248
旧下ヨイチ運上家	4,450	1,646	1,446	3,044	2,971
余市水産博物館	3,244	1,280	1,368	2,955	3,062
旧余市福原漁場	4,327	1,676	1,476	2,925	2,706

※緊急事態宣言発令のため、令和3年度5/16～6/21、8/27～9/30は臨時休館

※防災工事のため、令和5年度10月2日～11月24日は福原漁場臨時休館

(5) 福祉・安心な暮らし ～ 住民が安心して暮らせる地域づくり ～

- 1) 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉を始めとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図る。

⑪ 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業

【事業内容】

圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行う。

【主な実績】

a) 成年後見制度利用支援事業（小樽市）

成年後見人を養成し、相談から後見人受任までの一連の手続きを支援する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数（知的障害）	0	1	0	2	0
市長申立件数（認知症）	5	4	6	2	5
申立費用助成件数	5	5	4	1	5
後見人報酬助成件数	22	16	16	17	8

b) 小樽・北しりべし成年後見センター負担金（全市町村）

小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターに係る経費を負担する。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小樽市	相談件数	317	359	387	489	401
	申立件数	5	5	6	4	5
	市民後見人登録数	29	21	27	32	24
積丹町	相談件数	1	0	0	1	1
	申立件数	0	0	0	0	0
	市民後見人登録数	0	0	0	0	0
古平町	相談件数	0	2	0	3	3
	申立件数	0	0	0	0	0
	市民後見人登録数	2	1	2	4	3
仁木町	相談件数	10	2	2	5	5
	申立件数	1	0	0	0	0
	市民後見人登録数	2	0	2	4	2
余市町	相談件数	29	15	14	45	40
	申立件数	0	0	0	0	0
	市民後見人登録数	9	6	9	10	8
赤井川村	相談件数	0	2	0	7	0
	申立件数	0	0	0	0	0
	市民後見人登録数	2	1	1	1	1
その他	相談件数	32	60	24	43	41
	申立件数	0	0	0	0	0
	市民後見人登録数	2	1	1	1	1
合計	相談件数	389	440	427	593	491
	申立件数	6	5	6	4	5
	市民後見人登録数	46	30	42	52	39

⑫ 消費生活相談体制連携事業

【事業内容】

消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が小樽・北しりべし消費者センターで消費生活に関する相談を受けられる体制を構築する。

【主な実績】

a) 消費生活相談等業務委託、小樽・北しりべし消費者センター負担金

(全市町村)

悪質商法等の契約トラブルや商品の安全性など消費生活に関する相談への対応や多重債務問題の改善を図るため、「小樽・北しりべし消費者センター」の運営を小樽市が小樽消費者協会に委託し、各町村がその経費の一部を負担する。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小樽市	相談件数	854	815	704	712	675
	相談解決件数	814	793	670	712	650
積丹町	相談件数	0	0	3	6	1
	相談解決件数	0	0	3	6	1
古平町	相談件数	7	3	2	3	6
	相談解決件数	7	3	2	3	6
仁木町	相談件数	12	4	9	7	8
	相談解決件数	12	4	9	7	8
余市町	相談件数	47	38	40	54	51
	相談解決件数	43	38	40	54	50
赤井川村	相談件数	1	2	2	4	3
	相談解決件数	1	2	2	4	3
その他	相談件数	44	55	46	23	18
	相談解決件数	42	55	45	23	18
合計	相談件数	965	917	806	809	762
	相談解決件数	919	895	771	809	736
	解決率 (%)	95.2	97.6	95.7	100	96.6

b) 消費者行政活性化事業 (小樽市)

多様化・複雑化する消費生活関連の問題への対応のため、消費者相談体制の強化を図るとともに、移動消費者教室などの啓発事業を実施する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談員研修参加回数	22	24	12	22	15

II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通 ～ 生活路線や交通手段の維持及び確保 ～

1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。

⑬ 生活路線バス運行事業

【事業内容】

関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図る。

高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、圏域間の公共交通の在り方等について検討する。

【主な実績】

a) 後志地域生活交通確保対策事業費補助金

(小樽市、積丹町、古平町、余市町)

中央バスが運行している積丹線(小樽駅前～美国、小樽駅前～積丹余別)の赤字額の2分の1を沿線4自治体で補助。

積丹線運行実績

区分	路線	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間運行回数	小樽駅前～美国	5,553	5,457	5,685	4,115	5,337
	小樽駅前～積丹余別	3,397	3,293	2,427	2,430	1,220
年間輸送人員	小樽駅前～美国	133,455	105,303	123,400	81,741	108,253
	小樽駅前～積丹余別	141,769	77,717	63,411	55,477	41,345

b) 仁木町予約制バス「ニキバス」運行事業(仁木町)

市町村運営有償運送(交通空白輸送)による予約制バス(仁木町尾根内～余市協会病院)運行事業。平成30年度途中から開始。

ニキバス運行実績

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間運行回数	2,928	1,514	1,865	2,920	2,928
年間輸送人員	3,553	3,083	3,689	6,220	6,630

c) 協会病院バス路線運行維持事業(余市町)

中央バスが運行している余市協会病院線(余市梅川車庫～水産試験場～余市駅前十字街～大川6丁目～黒川12丁目～まほろばの郷～余市協会病院)に対して定額で補助。

余市協会病院線運行実績

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間運行回数	3,594	3,486	3,300	1,814	1,810
年間輸送人員	28,703	21,865	21,061	17,314	17,410

d) 市町村生活バス補助（赤井川村）

住民の生活の足となる路線バスを確保するため、運行経費に対し助成。

赤井川線運行実績

区分	路線	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間運行回数	余市駅前～都	1,450	1,204	1,164	—	—
	余市駅前～常盤	1,446	1,204	1,164	—	—
年間輸送人員	余市駅前～都	4,752	3,239	2,805	—	—
	余市駅前～常盤	3,372	2,228	2,180	—	—

e) 赤井川村公共交通バス運行事業

(令和2年度から新規)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間運行回数	138	114	—	—
年間輸送人員	495	420	—	—

f) 生活バス路線運行費補助金（小樽市）

(令和3年度から新規)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度

※項目設定がなじまないため、未記入

g) 赤井川村地域公共交通バス（むらバス）運行事業（赤井川村）

(令和4年度から新規)

区分	令和4年度	令和5年度
年間運行回数	2,638	2,646
年間輸送人員	9,184	19,848

2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。

⑭ 多様な交通手段の維持及び検討事業

【事業内容】

現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行う。

圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、多様な交通手段の活用について検討を行う。

【主な実績】

a) 通院バス運行事業（積丹町）

町内唯一の医療機関である町立診療所への通院バスの運行（1日1便・週2回）。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間運行日数	98	103	97	93	50
年間輸送人員	452	450	389	508	157

b) コミュニティバス運行事業（古平町）

町内唯一の医療機関である古平町立診療所と町内各地域を結ぶコミュニティバスを運行。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間運行日数	291	292	290	292	293
年間輸送人員	19,047	17,310	16,261	14,885	12,335

c) デマンドバス運行事業（古平町）（令和5年度から実施予定）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間輸送人数	—	—	—	1,762

（2）情報格差の解消へ向けたICT（情報通信技術）インフラの整備**～ 地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 ～**

1) 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークの構築・充実を図る。

⑮ 地域医療連携システム推進事業**【事業内容】**

地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図る。

【主な実績】

a) 地域医療連携システム推進事業（全市町村）

圏域内の病院・診療所における患者診療情報の共有を図るための地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図る。

〔これまでの取組〕

平成23年4月から、小樽市病院局において、小樽後志地域医療連携システム「ID-Link」の運用を開始しており、現在、北しりべし圏域内では13医療機関が登録されているが、小樽市以外の北しりべし圏域内の病院・診療所については未登録である。

(3) 道路等の交通インフラの整備 ～ 効率的な道路交通ネットワークの形成 ～

1) 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。

⑩ 地域交通基盤整備推進事業

【事業内容】

圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、圏域を構成している近隣町村と共同で、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について、関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討する。

【主な実績】

a) 地域交通基盤整備推進事業（全市町村）

後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期整備、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の早期完成、余市町・小樽市間及び塩谷、蘭島地区の国道改修について、関係機関に要望。

H26年度：倶知安余市道路（共和～余市間）新規事業化

H28年度：倶知安余市道路（倶知安～共和間）新規事業化、
倶知安余市道路（共和～余市間）着工、
小樽JCTフルジャンクション化事業許可

H29年度：国道5号忍路防災完成

H30年度：国道5号フゴッペトンネル完成、
倶知安余市道路（倶知安～共和間）着工、
後志自動車道（余市～小樽間）開通

R元年度：小樽JCTフルジャンクション化 着工

R02年度：国道5号塩谷防災 開通

R03年度：北海道横断自動車道（蘭越～倶知安間）計画段階評価開始

R05年度：蘭越倶知安道路（ニセコ～倶知安間）新規事業化

R06年度：倶知安余市道路（仁木～余市間）開通（※R6年度中の開通予定）

b) 地域交通基盤整備推進事業（新幹線事業関係経費）（小樽市）

北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担するほか、札幌延伸効果を後志地域に波及させるための取組を行う。

H26年度：北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担

H27年度

～H29年度：北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担、
北海道新幹線開業PRキャラバン隊参加

H30年度：北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担

R元～05年度：北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担

R02年度：おたる新幹線まちづくりアクションプラン策定

R03年度：新小樽(仮称)駅デザインコンセプト決定

R04年度：新小樽(仮称)駅利用促進戦略策定

R05年度：新小樽(仮称)駅デザイン決定

c) 地域交通基盤整備推進事業（計画策定）（仁木町）

地域にふさわしい公共交通のあり方を検討し、持続可能な地域公共交通のマスタープランである地域公共交通網形成計画を策定する。

H27年度：現況交通実態調査計画、住民アンケート調査計画等

H28年度：地域公共交通調査等事業（計画推進事業）の概要、
「余市駅と町内JR駅間のアクセス確保」ニーズ調査結果、
予約制バス実証運行計画等

H29年度：地域公共交通調査等事業（計画推進事業）の概要、
予約制バス試験運行計画（9月）、スクールバス混乗試験運行計画等

H30年度：仁木町予約制バス本格運行計画、スクールバス混乗試験運行計画等

R元年度：仁木町予約制バスルート・ダイヤ等の改善検討（R2からダイヤ改正）

R2年度：仁木町予約制バスルート・ダイヤの変更

R3年度：定時制バスへの移行検討（R4から定時制運行へ移行）

R4年度：仁木町地域公共交通計画の策定

R5年度：特筆すべき実績なし

(4) 生産者と消費者との連携による地産地消

～ 新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 ～

1) 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。

⑩ 地元農水産物魅力度アップ事業

【事業内容】

各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信する。

圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図る。

健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行う。

【主な実績】

a) 直売所ガイドブック作成等事業（小樽市）

圏域内の農水産物やこれらを活用した加工品等が購入できる直売所等の情報を発信するため、ガイドブックの増刷・ホームページの更新を行う。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ガイドブック制作部数	1,500	1,500	0	0	0

b) さくらんぼフェスティバル補助（仁木町）

7月上旬に開催するさくらんぼフェスティバルに対する補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フェスティバル来場者数	5,500	0	0	0	0

c) うまいもんじゃ祭り補助（仁木町）

10月上旬に開催するうまいもんじゃ祭りに対する補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
祭り来場者数	6,000	0	0	0	0

d) 味覚の祭典事業負担金（余市町）

9月下旬に開催する味覚の祭典に対する負担金補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
祭典来場者数	14,500	3,741	0	0	7,700

e) カルデラの味覚まつり事業（赤井川村）

8月上旬に開催するカルデラの味覚まつりに対する補助。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まつり来場者数	10,000	0	0	0	実行委員会解散

f) まるっとカルデラ農村フェス事業（赤井川村）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まつり来場者数	-	-	-	-	6,500

g) おたる祝津にしん・おタテ祭り（小樽市）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まつり来場者数	-	-	-	-	10,000

(5) 圏域内外の住民との交流及び移住

～圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進～

- 1) 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。

⑩ 移住・交流促進事業

【事業内容】

温泉施設及び自然体験施設など、多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などを運営し、圏域内外の住民との交流を図る。

小樽市のほか、関係町村の地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等、定住促進の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介する。

【主な実績】

a) 移住促進事業（小樽市）

移住促進に向けた相談窓口の設置の情報発信。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ワンストップ窓口相談件数	114	47	68	102	135
ちょっと暮らし利用件数	6	4	19	5	1
移住フェア参加回数	2	2	1	2	1
移住者数	21	18	25	25	56

b) 町営温泉施設運営事業（積丹町）

圏域内の住民同士が交流する温泉施設の運営。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業日数	305	268	245	—	—
入館者数	81,174	52,195	49,781	—	—

c) 温泉施設運営事業（古平町）

圏域内の住民同士が交流する温泉施設の運営。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	57,759	53,858	47,542	57,011	57,664

d) 家族旅行村（キャンプ場）運営事業（古平町）

圏域内の住民同士が交流するキャンプ施設の運営。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用客数	2,538	0	0	0	0

e) 海水浴場管理事業（古平町）

圏域内の住民同士が交流する海水浴場の運営。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
海水浴場入込客数	5,215	5,215	4,693	4,693	5,215

f) 新規受入農家報奨（仁木町）

受入農家に対する指導謝金。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導謝金給付件数	2	4	3	2	3

g) 定住促進新築住宅取得・住宅改修補助（仁木町）

新築住宅取得又は住宅改修を行う移住者、子育て世代等に対する補助金の交付。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数	10	11	13	6	6

h) 移住・定住対策等事業（余市町）

移住希望者向けに町の概要やセールスポイント等についてPR動画やパンフレットの作成、移住フェアの参加等により情報発信を行う。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パンフレット制作部数	0	0	0	0	0
移住フェア参加回数	0	0	0	0	0
移住相談窓口を通じた移住者数	10	6	2	7	7

i) 新規就農者受入農家報奨金（余市町）

新規就農者の受入農家に対する報奨。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報奨金支給件数	2	3	2	0	1

j) 就農研修家賃助成（余市町）

就農研修者に対する研修中の家賃助成。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	1	2	2	0	0

k) 農村体験交流施設委託（余市町）

都市と農村の交流を図るため運営する市民体験農園の管理委託。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
募集及び説明会の実施回数	1	0	0	0	1
施設利用者数	44	0	0	0	37

l) 住宅取得等支援補助事業（余市町）

町内への転入、定住を目的として行う土地と住宅の取得に対する補助金の交付。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
転入者への補助件数	10	12	11	9	25
転入者への補助金額（千円）	6,550	8,070	6,500	8,075	19,998
町内在住者への補助件数	6	3	6	5	14
町内在住者への補助金額（千円）	2,303	1,286	2,380	2,278	5,521

m) 営農実習支援助成金（赤井川村）

新規就農研修生受入農家に対し、営農実習支援として助成金を交付。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修生数	3	2	6	5	1
助成件数	2	1	7	8	1

～ 圏域における情報共有・情報提供の充実 ～

- 1) 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくる。

⑱ 圏域における情報共有・情報提供推進事業

【事業内容】

圏域市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供し、北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を図る。

【主な実績】

a) 圏域内情報共有・提供推進事業（全市町村）

圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報提供コーナー設置箇所数	4	4	3	3	3

Ⅲ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成 ～ 地域をけん引する人材の育成及び確保 ～

- 1) 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成するとともに、専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。

㊸ 地域人材育成事業

【事業内容】

小樽市が開催する対岸貿易セミナーや、市民公開講座、異業種交流グループが行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などを圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図る。

【主な実績】

a) 「小樽商人（あきんど）塾」活用等事業（小樽市）

独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援により、起業希望者や事業後継者などを対象として、経営についての基本的なノウハウを学ぶ機会を提供する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2	2	1	2	2
参加者数	55	35	13	33	30
新規起業者数	6	9	4	4	0

b) 商工業振興施策説明会開催事業（小樽市）

圏域における中小企業者等を対象として、国等の経済対策、融資・助成制度に係る知識の習得を図ることにより、地場産業の活性化に努める企業等での人材育成を推進する。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	0	0	0	1	1
参加者数	0	0	0	11	11

㊹ 魅力ある圏域づくり推進事業

【事業内容】

魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図る。

【主な実績】

a) (仮称)北しりべし住民会議の設置の推進（全市町村）

持続可能な圏域を形成し、魅力あふれる圏域づくりを推進するための組織の構築を図る。

〔これまでの取組〕

組織の構築に向けた具体的な検討には至っていない。

(2) 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

～ 情報交換・意見交換の場の活用 ～

1) 職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。

② 圏域職員間の情報交換等強化事業

【事業内容】

圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図る。

【主な実績】

a) 圏域内職員間の情報交換等強化事業（全市町村）

圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図る。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議の設置数	15	15	15	15	15

第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョン

(令和7年度～令和11年度)

小樽市総合政策部企画政策室

小樽市花園2丁目12番1号

電話 0134-32-4111